

知的財産立国に向けた 新たな課題と対応

2012年6月25日
特 許 庁

【第一部】知財を巡る新たな課題と対応の方向性

1. 知財を巡るこれまでの取組と成果
2. グローバル競争に対応した知財マネジメントの課題
3. 新たな課題への政策的対応
 - (1) グローバル出願拡大への対応
 - (2) 重要性の高まるデザイン・ブランドへの対応
 - (3) 中小企業の取組に対する支援
 - (4) 人的基盤の充実
 - (5) まとめ

【第二部】法改正に向けた各小委員会での検討状況と今後の課題について

1. デザインによる国際展開の支援に向けた検討状況（意匠法）
2. 新しいタイプの商標の保護対象化に向けた検討状況（商標法）
3. 特許法等における法改正に向けた検討課題について

【第一部】 知財を巡る新たな課題と対応の方向性

1. 知財を巡るこれまでの取組と成果

知的財産戦略大綱の策定

- 平成14年、我が国の産業競争力低下への懸念や知的創造サイクルの確立の必要性等から、知的財産をもとに製品やサービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくり(「知的財産立国」)を実現するため、①創造戦略、②保護戦略、③活用戦略、④人的基盤の充実からなる「知的財産戦略大綱」を策定。
- 同年、知的財産立国に向けた基本的方向を定める「知的財産基本法」を制定。同法において、知的創造サイクルの活性化という国家目標(基本方針)の確立等を規定。「知的財産戦略大綱」における各戦略について、具体的行動計画を規定。

「知的財産戦略大綱」のポイント

現状・課題

- 我が国の産業競争力の低下への懸念
- 知的創造サイクルの確立の必要性

実現に向けた戦略

(1) 創造戦略

(2) 保護戦略

(3) 活用戦略

(4) 人的基盤の充実

知財立国の実現

知的財産をもとに、製品・サービスの高付加価値化を進め、経済・社会の活性化を図る国づくりを実現。

「知的財産基本法」のポイント

規定内容

- 知的創造サイクルの活性化という国家目標(基本方針)確立
- 「知的財産戦略本部」の設置
- 「知的財産戦略計画」の策定

具体的行動計画

1. 知的財産の創造の推進

企業における戦略的な知的財産の創造・取得・管理など

2. 知的財産の保護の強化

迅速かつ的確な審査・審判

国際的な制度調和と協力の推進など

3. 知的財産の活用の促進

企業における戦略的な知的財産の活用

4. 人的基盤の充実

専門人材の養成

迅速かつ的確な審査に向けた取組

- 知的財産基本法第14条（権利の付与の迅速化等）を踏まえ、「知的財産推進計画」において、審査順番待ち期間の短縮のための中・長期目標を設定。
- これまで世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現を目指した積極的な取組を推進。

中・長期目標

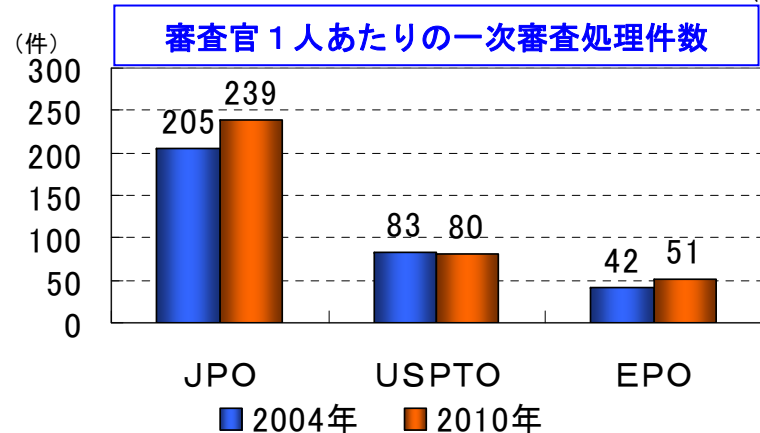
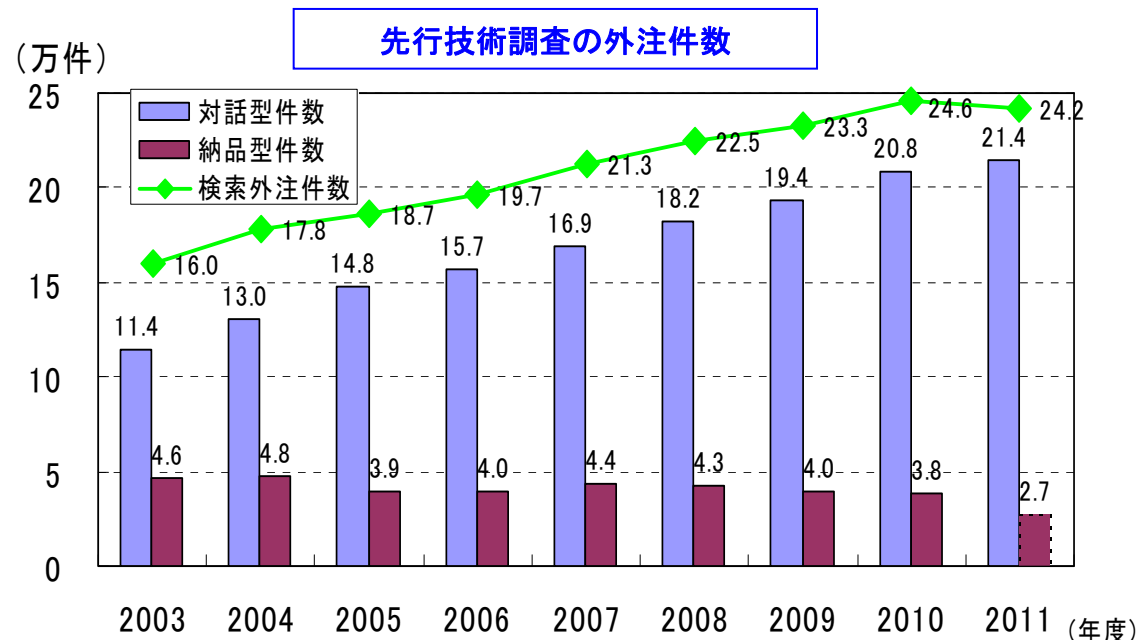
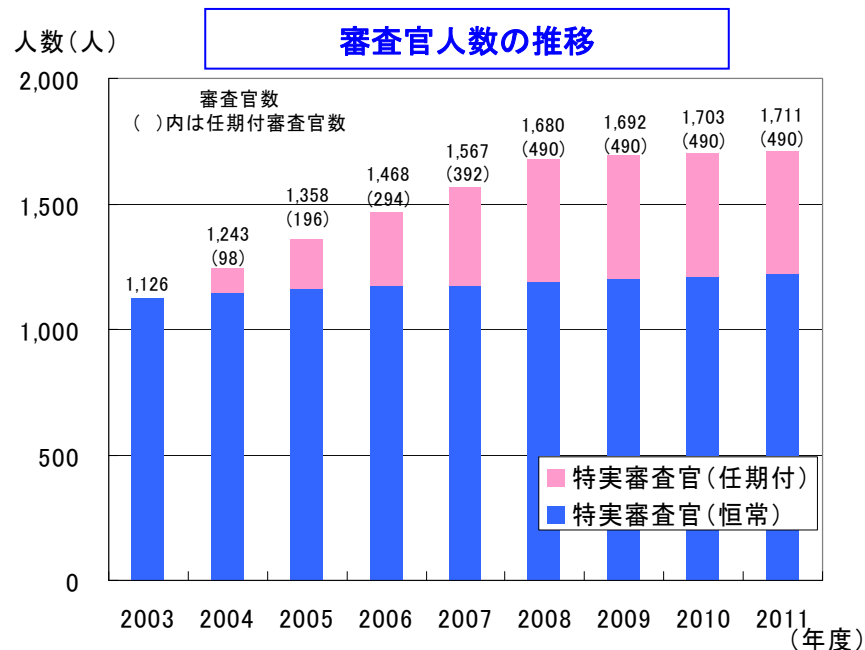
- 中期目標 2008年 審査待ち期間 29ヶ月台
- 長期目標 2013年 審査待ち期間 11ヶ月

目標を実現するための施策

- 特許の出願・審査請求改革の推進
例：世界的視野での出願戦略〔グローバル出願3割〕、②出願内容の事前チェックの徹底〔黒星2割カット〕
- 特許庁の人的体制を充実
 - ・ 審査官・任期付審査官を確保する
- 審査効率を向上させる
 - ・ 米・欧特許庁のサーチ・審査結果を積極的に利用する
 - ・ 先行技術調査の外注を拡大する
 - ・ 審査効率の高い外注手法へ移行させる
- 特許審査迅速化に必要な基盤を整備する

迅速かつ的確な審査に向けた取組

- 審査体制の強化のため、2004年度から任期付審査官を毎年約100名ずつ5年にわたって採用。
- 先行技術調査については外注を行うことで特許審査を効率化。より効率の良い対話型の検索外注を年々拡大することで更なる効率化を図ってきた。



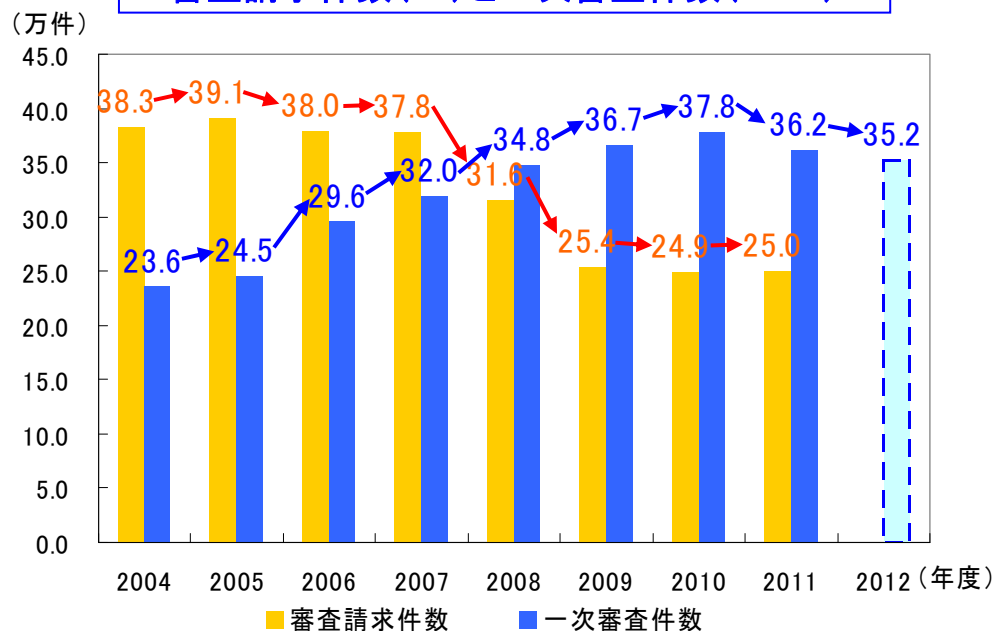
<参考：外注先機関>

(一財)工業所有権協力センター、テクノサーチ(株)、(一社)化学情報協会
(株)技術トランスファーサービス、(株)先進知財総合研究所
パテントオンラインサーチ(株)、(株)パソナグループ、(株)古賀総研
(株)みらい知的財産技術研究所

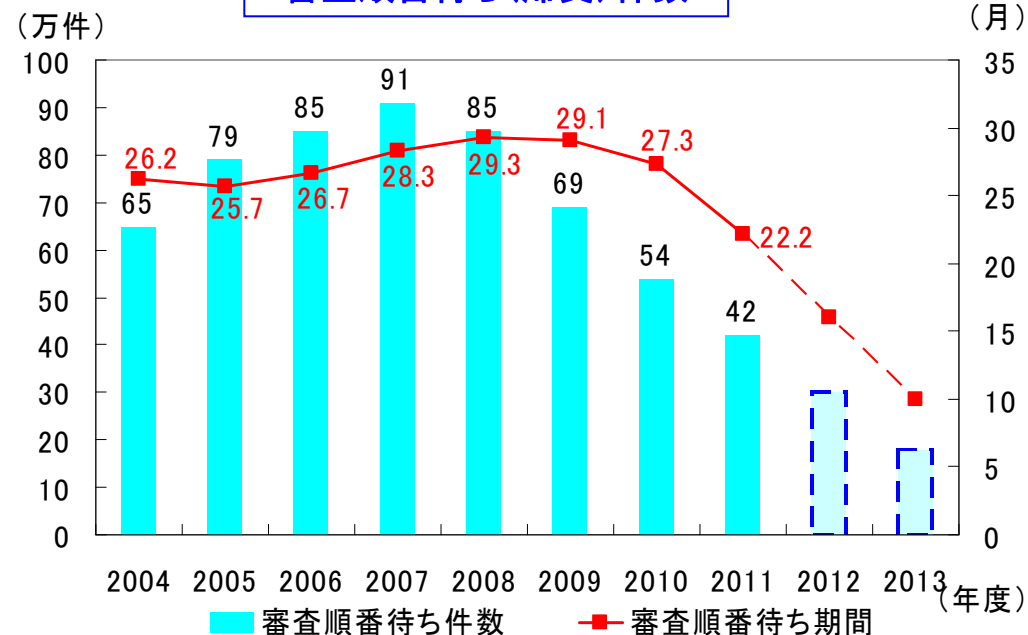
迅速かつ的確な審査に向けた取組

- 審査請求期間を7年から3年に短縮したことによる、一時的な審査請求件数の急増(コブ)は、2009年度にほぼ解消。その後は審査請求件数は約25万件で一定。
- 任期付審査官の採用等をはじめとした審査の迅速化施策により、一次審査件数は大きく増加。
- 2008年度以降、一次審査件数が審査請求件数を上回り、審査順番待ち件数は減少。これに伴い、審査順番待ち期間は着実に短縮。
- 長期目標(2013年に審査順番待ち期間を11ヶ月に短縮)については達成できる見込み。

審査請求件数(IN)と一次審査件数(OUT)



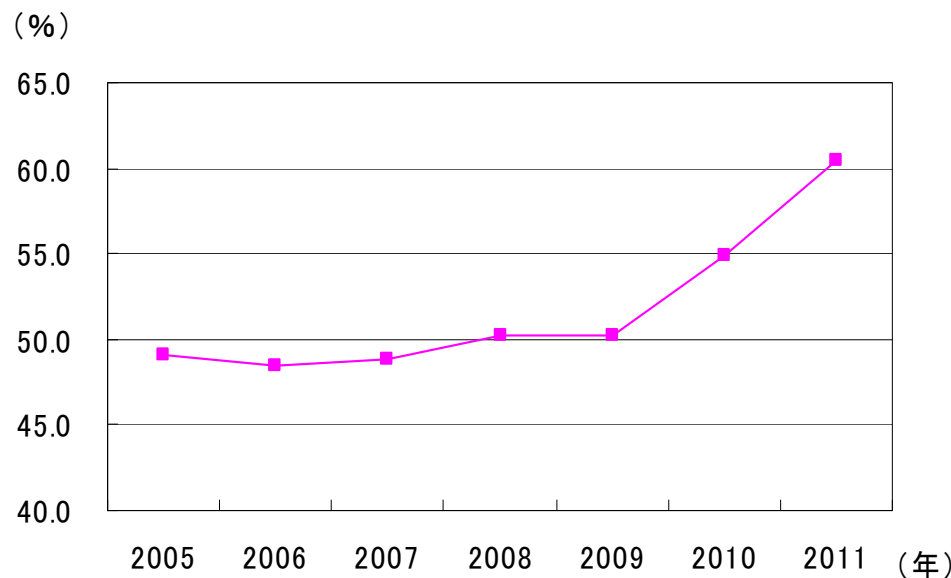
審査順番待ち(滞貨)件数



我が国企業の特許査定率の向上と知財戦略に係る体制整備

- 研究開発効率の向上、事業リスク低減の観点から、適時適切な先行技術調査が行われるようになった結果、特許となる審査請求の比率が高まっている。
- 知財戦略、事業戦略及び研究開発戦略を三位一体で推進する観点から、知財戦略に一元的に責任を有する者 CIPO (Chief Intellectual Property Officer) の設置など、企業内における知財体制整備が進んでいる。

2011年の特許査定率: 60.5%



※特許査定率: 審査請求された出願のうち、最終的に特許査定された出願の比率

CIPOが存在する割合: 49%

※1
17.5%(2004年) ➡ ※2
49%(2010年)

※1 知財戦略専門役員を置いている割合

「産業技術開発に関する実態調査(平成16年度)」のアンケート結果より
調査対象: 研究開発投資が多い企業(184社)。

※2 経営会議に出席する知財戦略の実行責任者がいる割合

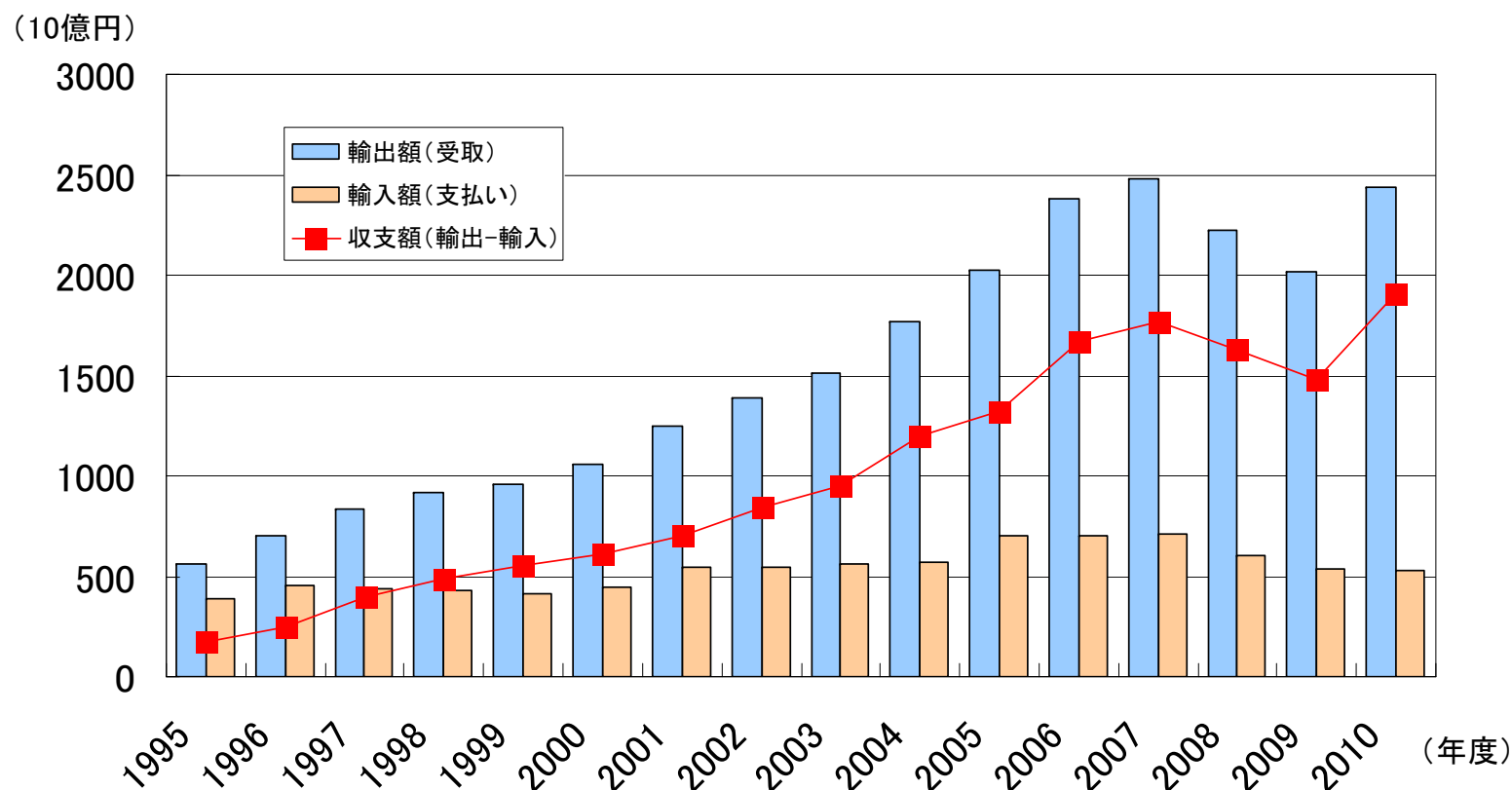
平成22年度「企業等の知的財産戦略の推進に関する調査研究報告書」
のアンケート結果より

調査対象:

- ① 2009年の出願件数1件以上であって住所が日本国内の出願人
 - ② 過去9年間(2001~2009年)の合計出願件上位約1000社
 - ③ 過去5年(2005~2009年)の間に特許庁と意見交換会を開催したことのある企業
 - ④ 個人・大学・TLO・独法は除く
- 回収状況: 414社

我が国の技術貿易収支の推移

- 我が国企業の技術的優位性等を背景として、我が国の技術貿易収支黒字は拡大。年間2兆円規模に。
- 我が国経済・産業が海外からの収益を維持・拡大していく観点から、グローバル市場においてさらに知財権を活用していくことが重要ではないか。



科学技術調査報告より作成

2. グローバルな競争に対応した知財マネジメントの課題

国際特許出願(PCT)件数ランキングにおける中韓企業の躍進

- 国際特許出願(PCT)件数ランキングは、2006年から2011年の5年間で大きく変化。
- 2011年のランキングでは、中国企業2社がトップ3、韓国企業1社がトップ10にランクイン。

【2006年の国際特許出願件数ランキング】

	出願人名	国籍	件数
1	フィリップス	NL	2495
2	松下電器産業	JP	2344
3	シーメンス	DE	1480
4	ノキア	FI	1036
5	ボシュ	DE	962
6	3M	US	727
7	BASF	DE	714
8	トヨタ自動車	JP	704
9	インテル	US	690
10	モトローラ	US	637

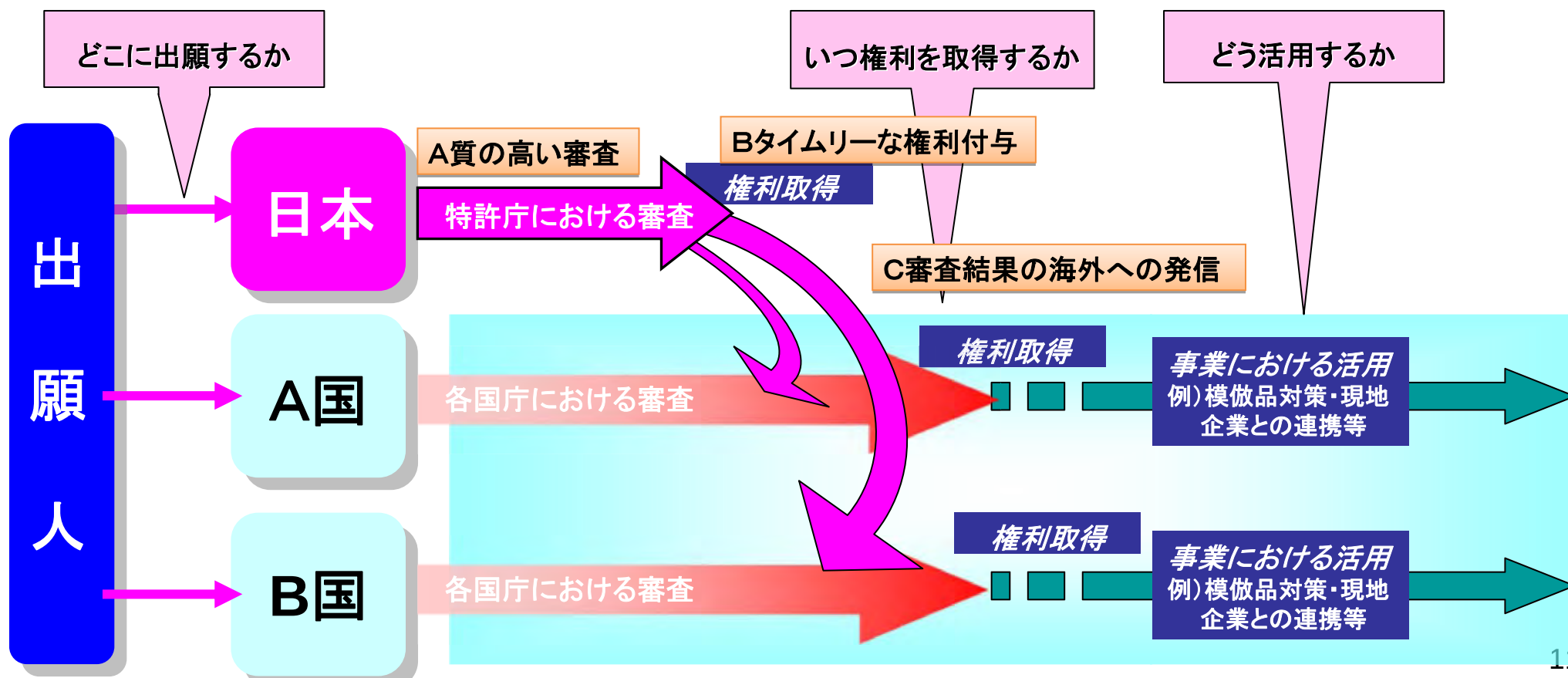
わずか
5年
の間に
...

【2011年の国際特許出願件数ランキング】

	出願人名	国籍	件数
1	ZTE	CN	2826
2	パナソニック	JP	2463
3	華為技術	CN	1831
4	シャープ	JP	1755
5	ボシュ	DE	1518
6	クアルコム	US	1494
7	トヨタ自動車	JP	1417
8	LGエレクトロニクス	KR	1336
9	フィリップス	NL	1148
10	エリクソン	SE	1116

企業の新たな事業戦略と知財面での課題

- 我が国企業は、グローバル市場において、グローバル市場のニーズを踏まえた製品・サービスの提供、新興国企業等との関係構築等のため、現地ニーズへのスピーディな対応等の新たな事業戦略に取り組む。
- そのような企業の事業戦略と一体的に、知的財産権の出願、権利取得、権利活用を行う戦略的な知財マネジメントが重要。
- 知財マネジメントがグローバル市場において有効に機能するよう、A) 質の高い審査により質の高い権利を B) タイムリーな審査で付与するとともに、C) 審査結果を海外に発信し、これにより、我が国企業の現地における権利取得・権利の有効な活用を支援することが必要。



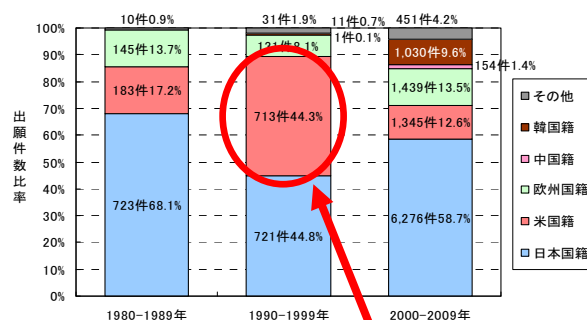
グローバルな知財マネジメントの状況

- 我が国企業は、幅広い分野において高い技術力を有し、積極的な技術開発・権利取得を行ってきたものの、一部の分野では、技術開発・権利取得等において、海外勢が先行している状況。
- 一定の技術開発・権利取得等が行われている場合でも、事業化を見据えた戦略が描けない、競合他社に対する権利行使など十分な活用ができないなど、ビジネス上の成功に結びつけられていない事例も散見。

電子ペーパー

- 特許出願件数は日本勢が過半数を占め、基本特許も日本が取得。他方、米国勢は電子ペーパー開発初期に集中的な出願で周辺技術を押さえ、大きな市場シェアを獲得。
- 米国勢がビジネスを見据えて主要国で特許出願を行っていたのに対し、日本勢は事業起点型の出願戦略を活かすことができず、さらに基本技術の海外への出願も低調であった。
- グローバルな視点での事業戦略を視野に入れ、漏れの無い海外出願戦略の構築が重要。

○日米欧中韓への登録割合



多くがイー Ink からの出願

<イー Ink 社の戦略>

- 電子書籍端末用途に目標を絞ってマイクロカプセル技術に人員と資金を集中
- 電子ペーパーを電子書籍端末に組み込むための他企業との共同開発を推進
- コンテンツビジネスを見据えた、パートナー、事業展開地(米国)の選択

○日米欧中韓への上位登録者ランキング

	出願人名	件数
1	セイコーエプソン	1,674
2	フィリップス(蘭)	1,004
3	ブリヂストン	855
4	イー Ink (台・米)	740
5	富士ゼロックス	568

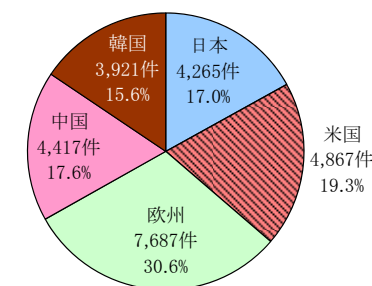
携帯高速技術(LTE)

- 特許出願件数は日本勢が上位を占めているものの、LTEの標準規格策定に向けた取組に関しては日本勢の提案・貢献度は必ずしも高くない。
- 国内市場のみでなく、世界市場をターゲットにして、①国内外のネットワークオペレータを中心とした産官学連携強化、②将来像を描いた戦略的な特許出願を図り、標準化活動と連携した取組を行うことが重要。

○日米欧中韓への上位出願者ランキング

	出願人名	件数
1	クアルコム(米)	2,417
2	NTTドコモ	1,500
3	LG電子(韓)	1,438
4	サムスン電子(韓)	1,046
5	富士通	917

○規格提案文書件数シェア



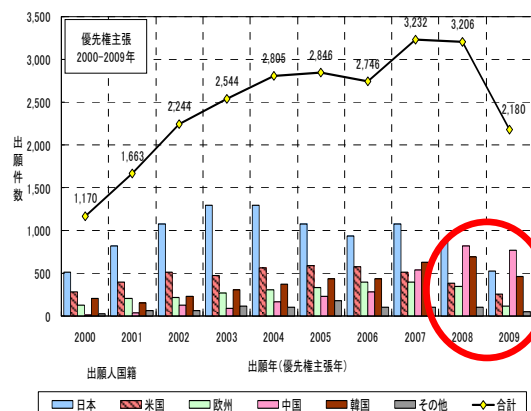
【携帯高速技術(LTE)】

第3世代携帯電話(3G)と第4世代携帯電話(4G)との間の通信規格であり、高速なデータ通信を可能とする技術。

炭素材料及びその応用技術

- 特許出願件数は、従来、日本勢が太宗を占めるものの、近年のカーボンナノチューブ(CNT)等のナノ炭素材料に関する特許出願件数においては、東アジア勢(日本除く)の出願が急増しており、日本勢の出願件数を上回る勢いを示している。
- 市場拡大が期待される新興国での戦略的な特許出願や、日本の優位性を発揮できる特定分野への集中など、戦略的な研究開発と知財戦略が重要。

○出願人国籍別出願件数シェアと推移(日米欧中韓への出願)



○日米欧中韓への上位出願者ランキング

	出願人名	件数
1	鴻海精密工業(台)	1,363
2	清華大学(中)	1,295
3	サムスン電子(韓)	1,199
4	東レ	880
5	帝人	518

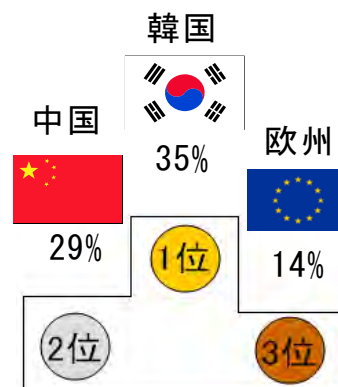
ナノ炭素
(CNT等)

【炭素材料】航空機の機体からラケットなどのスポーツ分野に用いられている炭素繊維材料とカーボンナノチューブ、グラフェン、フラーレンなどの今後、応用分野研究が進められるナノ炭素材料。

携帯電話機及び携帯型電子情報端末機

- 携帯電話機等の分野においては、韓国勢から積極的な意匠登録出願がされており、日本勢に大きく先行。
- 携帯型電子情報端末機の分野においては、韓国勢以外にも海外で積極的に意匠権を確保しており、グローバルな出願競争が起きている。
- 今後は、GUIを中心とする画像デザインに関する出願が増加することも予想されており、特許権、商標権と合わせた意匠出願戦略を構築することが重要。

○日米欧中韓への登録割合
(分野全体、2009～2010年公報発行分)



○日米欧中韓への上位登録者
ランキング
(分野全体、2009～2010年公報発行分)

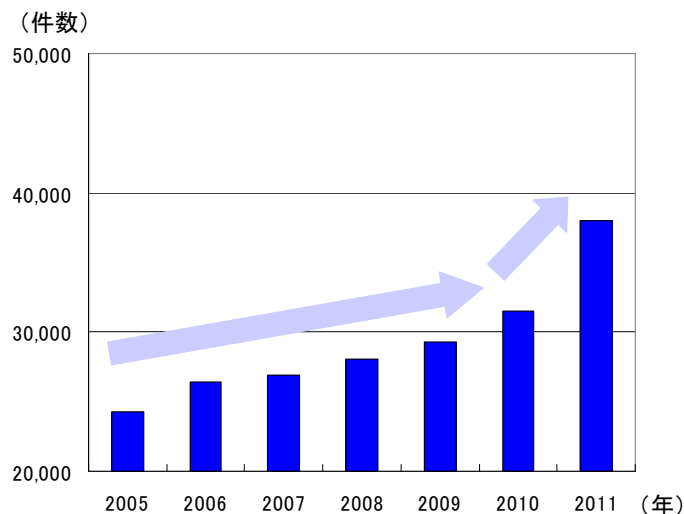
順位	出願人名	件数
1	サムスン電子(韓国)	1829
2	ノキア(フィンランド)	1004
3	LG電子(韓国)	855
4	ZTE(中国)	740
5	上海温泰電子有限公司(中国)	568

【携帯電話機及び携帯型電子情報端末機】従来の折り畳み型やスライド式の携帯電話機、タッチパネルを備えたフラットタイプの携帯電話機、及び通話機能等を備えた携帯型の電子計算機等。

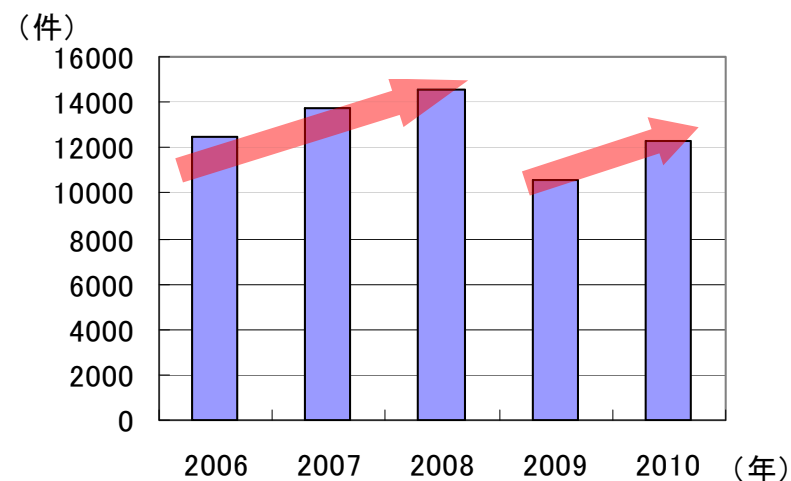
我が国企業の海外への出願推移

- 企業の海外展開に伴い、我が国企業は、特許・意匠・商標ともに、海外への出願を増加させている。
- 日本国特許庁においても、我が国企業による海外出願増加を踏まえた対応が必要。

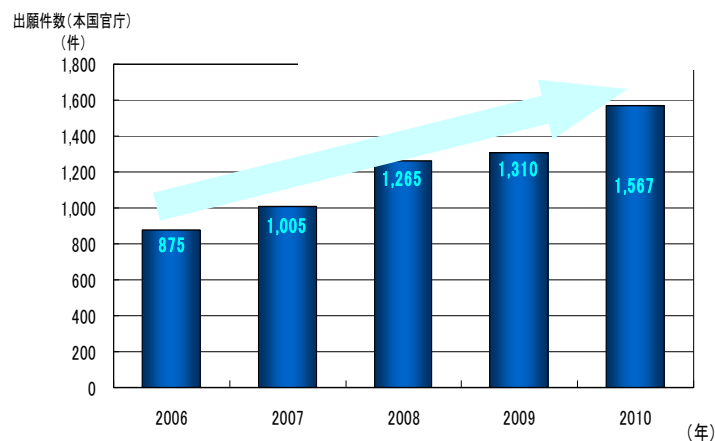
■ 日本からの国際特許(PCT)出願件数の推移



■ 我が国出願人の海外への意匠出願件数の推移



■ 日本からの商標の 国際登録出願件数の推移

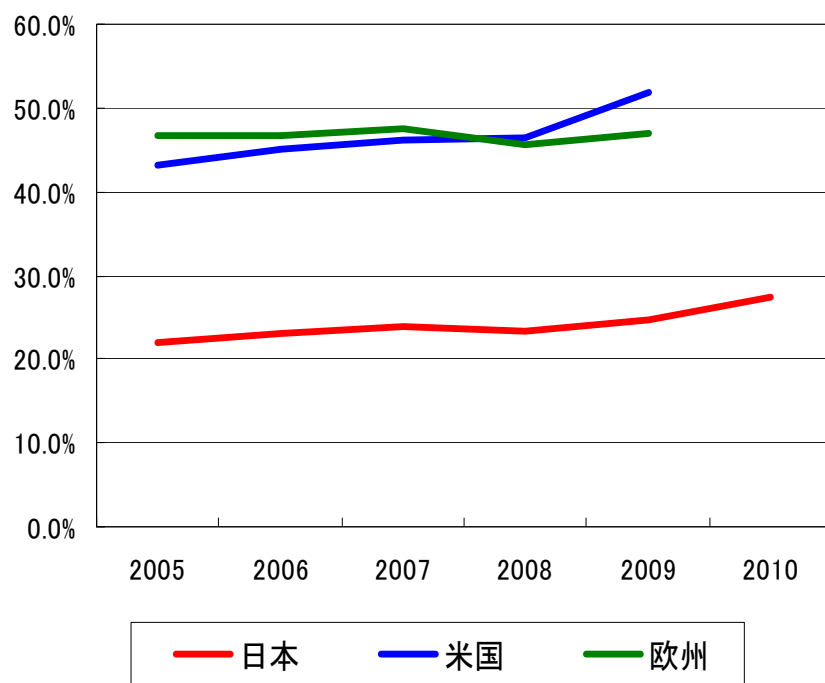


■ 出願件数(本国官庁)

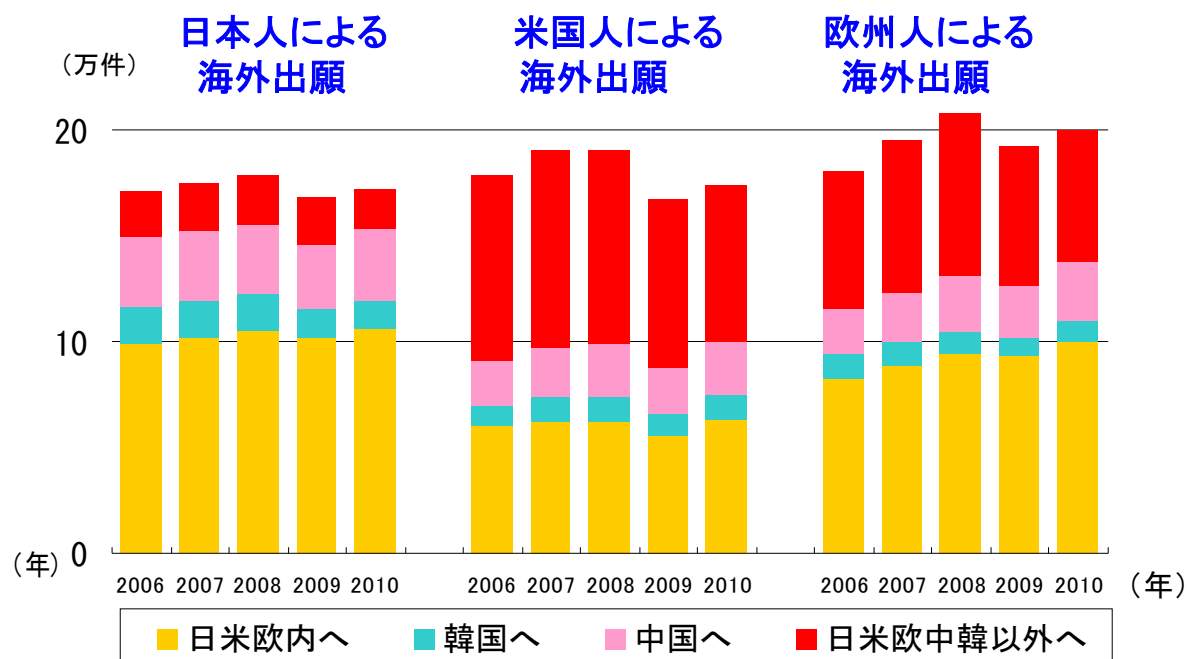
グローバルな知財マネジメントの構築(適切な特許出願先の選定)

- グローバル化の進展に伴い、我が国出願人は海外での権利取得を重視しつつあり、海外への特許出願件数は世界トップクラス。
- その一方で、海外への出願比率(グローバル出願率)は欧米の出願人と比べると未だに低調。出願先も米欧中韓へ偏るなど、グローバルな視点での出願戦略に課題有り。

日米欧出願人のグローバル特許出願率の推移



日米欧出願人による居住国・地域外への特許出願状況



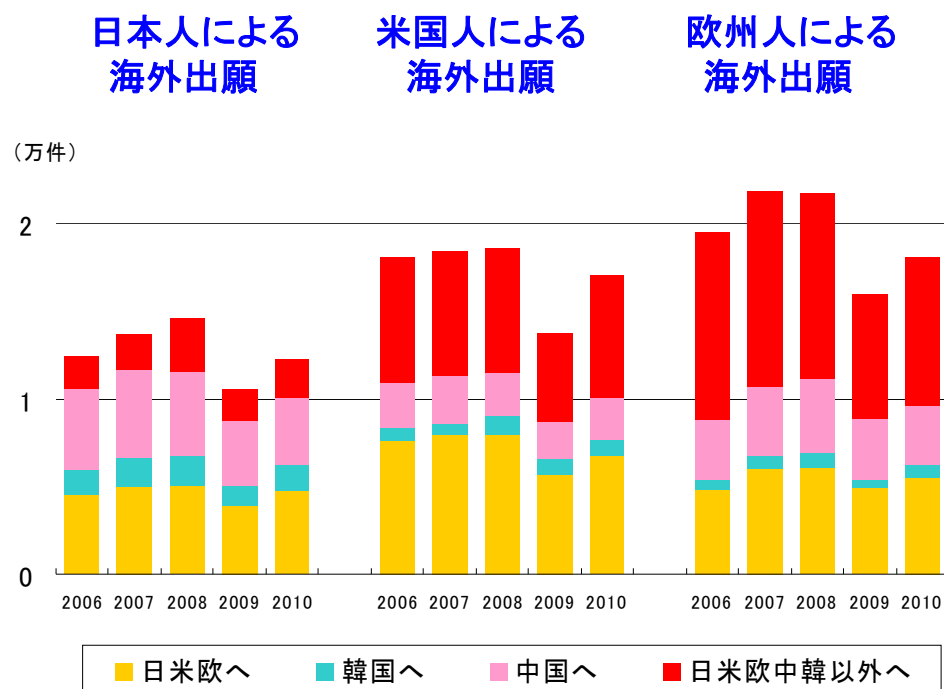
(備考)・グローバル特許出願率とは、日米欧の各特許庁になされる各年の特許出願のうち、外国にも特許出願される件数の比率。

(出典)WIPO統計

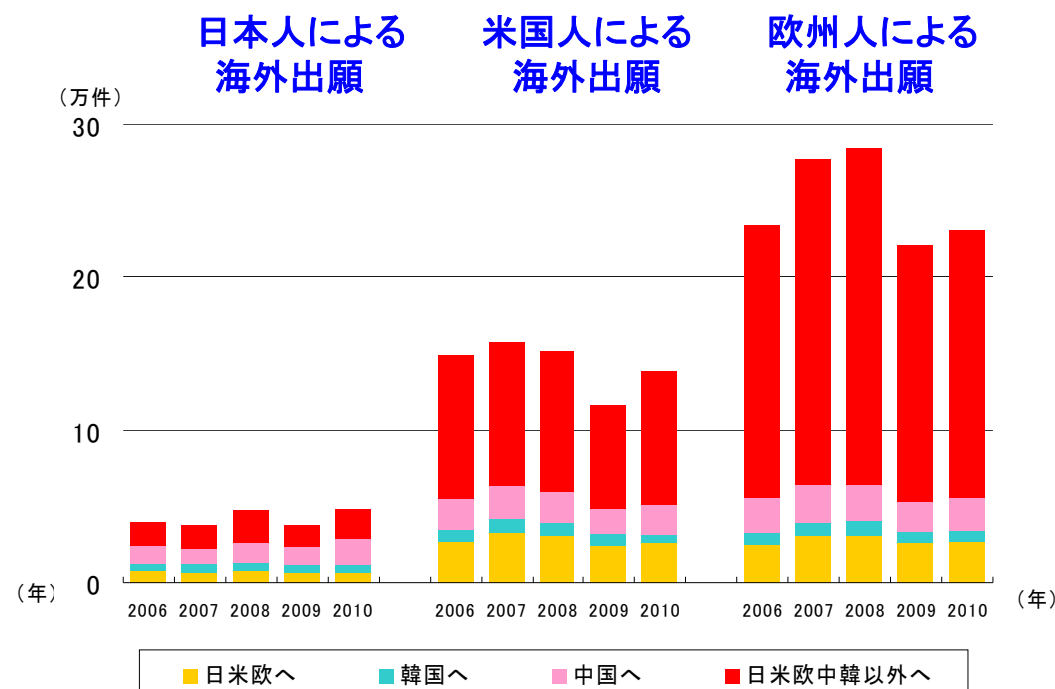
グローバル出願戦略の構築(意匠・商標の出願先の傾向)

■ デザイン・ブランド戦略の重要性が高まる中、意匠・商標の出願戦略についてもグローバルな視点から再検討する余地があるのではないか。

日米欧出願人による居住国・地域外への 意匠出願状況



日米欧出願人による居住国・地域外への 商標出願状況

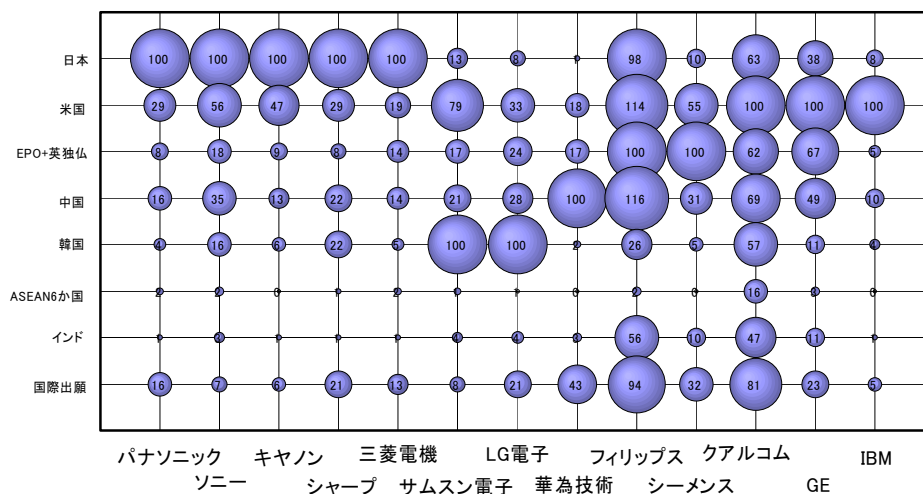


グローバルな知財マネジメントの構築(適切な出願先の選定)

■ グローバル企業の特許出願構造について見ても、我が国企業は自国への出願が中心であり、アセアンやインド等新興国も含めた出願戦略を構築する必要があるのではないか。

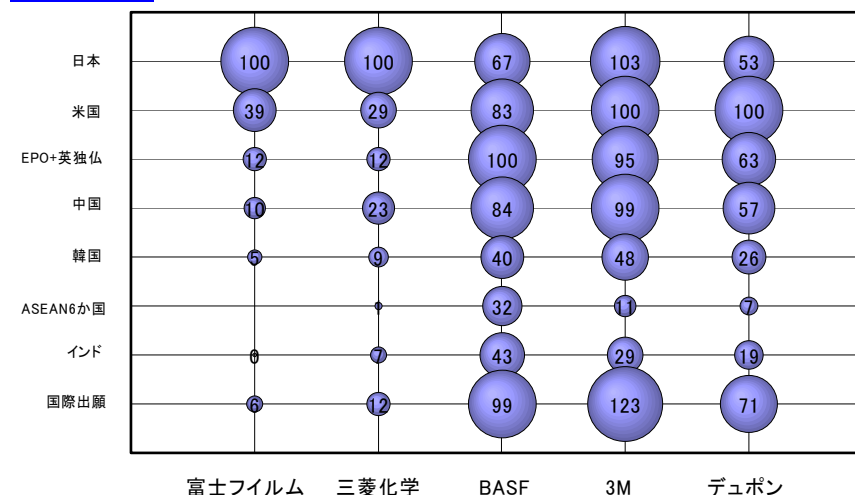
エレクトロニクス企業

出願先国別企業別の出願比率(自国への出願を100とした場合)



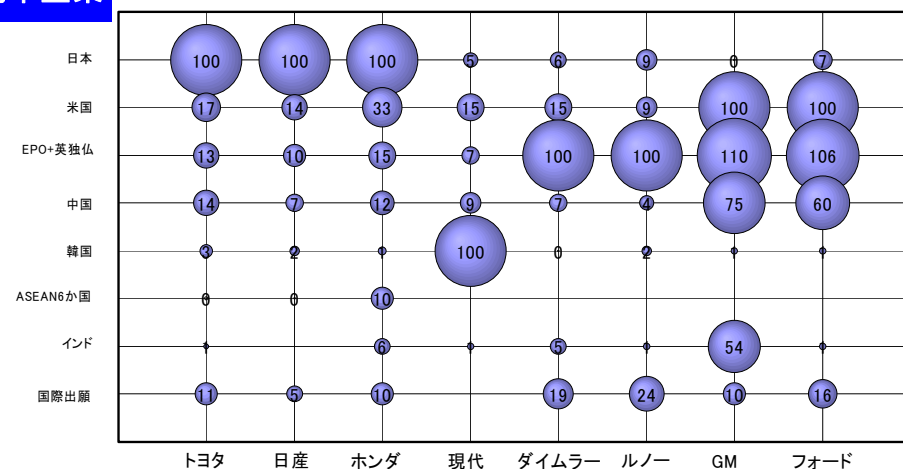
化学企業

出願先国別企業別の出願比率(自国への出願を100とした場合)



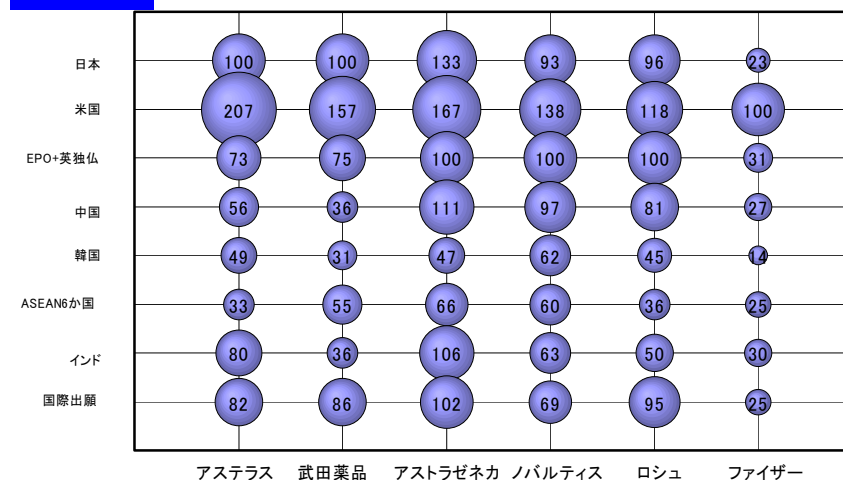
自動車企業

出願先国別企業別の出願比率(自国への出願を100とした場合)



医薬企業

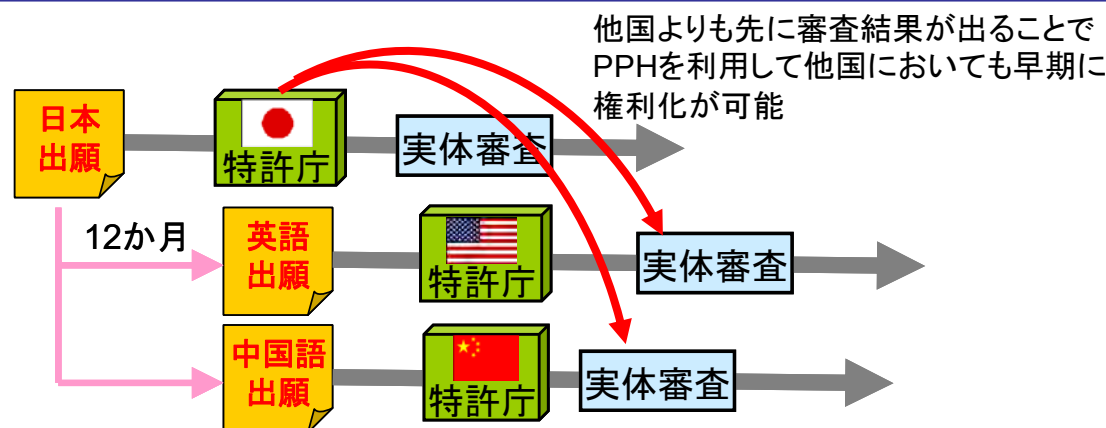
出願先国別企業別の出願比率(自国への出願を100とした場合)



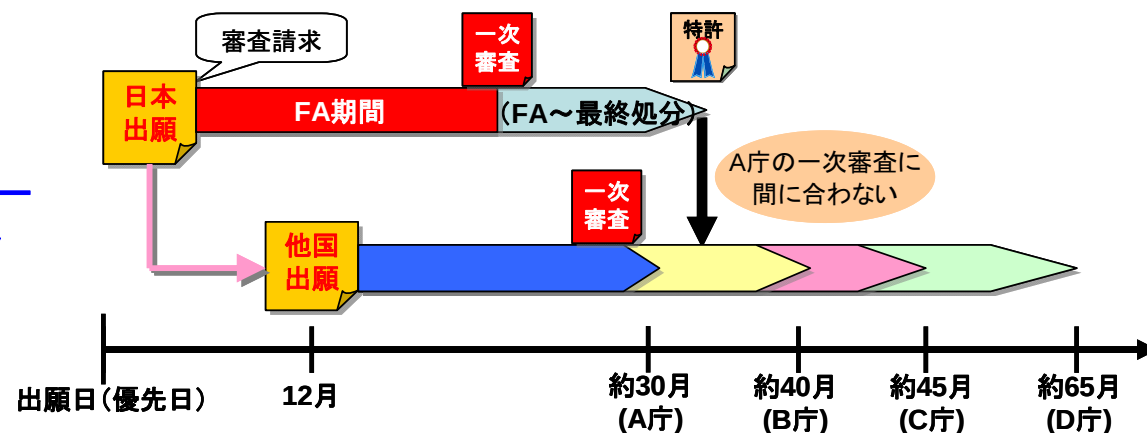
グローバルな知財マネジメントの構築(適切なタイミングでの権利取得)

- 日本同様に審査請求制度があるドイツや韓国においては、より早いタイミングでの審査請求がなされている。
- 我が国企業等は、市場動向の見極めや製品の開発状況などにより審査請求期間を利用し、企業戦略に応じたタイミングで審査請求を行っている。他方、海外出願の基礎となる出願であっても、約7割が2年以上の審査請求タイミングとなっている。これは、グローバル戦略の支障となっていないか。
- 特許庁も企業等出願人も、グローバルな権利取得を念頭に、審査開始・権利取得のタイミングについて対応を図って行く必要があるのではないか。

パリルートを利用した海外での権利取得

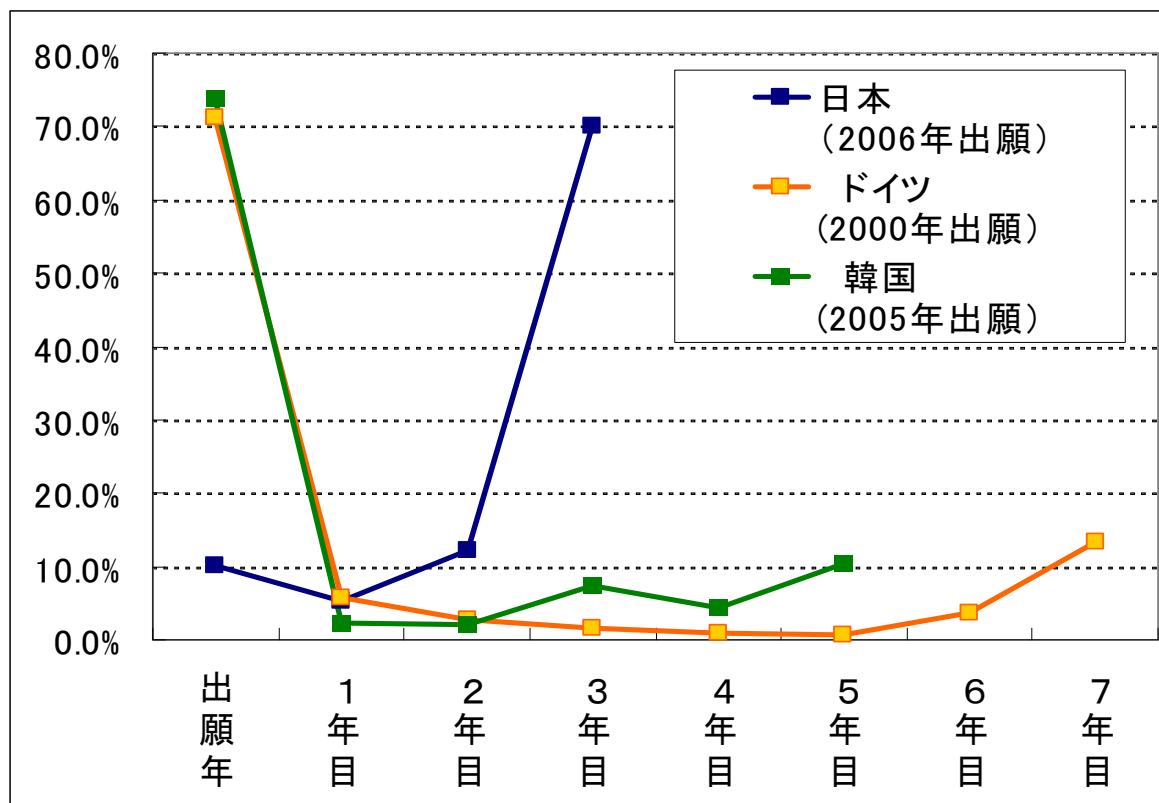


日本の審査タイミング(最終処分)と他庁の一次審査(FA)タイミング



- 各国の審査請求期間は、日本が3年、韓国が5年、ドイツが7年。
- 韓国、ドイツでは、出願年に約70%強が審査請求されている。
- 日本では、出願年に約10%程度が審査請求され、3年目に70%程度が審査請求される。

日本、韓国、ドイツにおける審査請求率の推移



出願件数・審査請求率

日本 40.9万件 63.7%(2006年)
韓国 16.1万件 79.2%(2005年)
ドイツ 6.1万件 63.2%(2000年)

各国の審査請求期間

日本 3年 韓国 5年 ドイツ 7年

出典

韓国特許庁HP、ドイツ特許庁HPを基に、特許庁作成

(注) 日本については、出願から1か月以内に審査請求された件数を「出願年」に、1～12か月以内に審査請求された件数を「1年目」に、13～24か月以内に審査請求された件数を「2年目」に、25～36か月以内に審査請求された件数を「3年目」にカウントしている。

- 日系企業は、米国において、知財訴訟の原告になる件数が被告になる件数に比べて少ない。日系企業の海外における権利行使の在り方は適切か。

【米国における外国企業の知財関連訴訟件数】

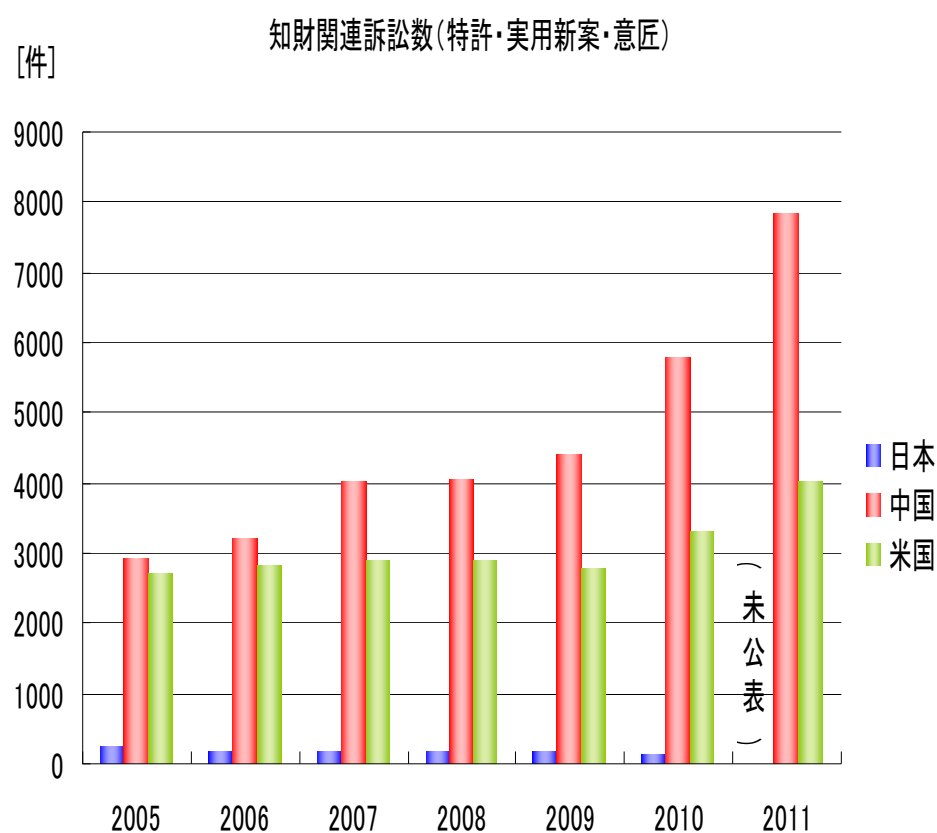
	原告	被告	特許取得件数	順位
日系企業				
キヤノン	14	29	2922	3
日立	13	17	2857	4
パナソニック	3	23	2689	5
東芝	13	31	2666	6
ソニー	20	82	2265	8
日系以外の企業				
Samsung (韓国)	27	101	4868	2
Siemens (ドイツ)	5	28	1698	10
Hynix Semiconductor (韓国)	0	17	934	30
Hon Hai Precision (台湾)	5	3	886	33
Philips (オランダ)	63	39	792	37

出典：訴訟件数はPatexia提供サイトにてキーワード検索で抽出。2005年以降の件数であり、本社の名称を持つ米国子会社・関連会社による訴訟を含む。
特許取得件数と順位はIPO(2011年)

■ 今後、中国を含む新興国において訴訟が増加することが考えられる。日系企業は海外における権利行使に対応するために適切な体制を構築できているか。

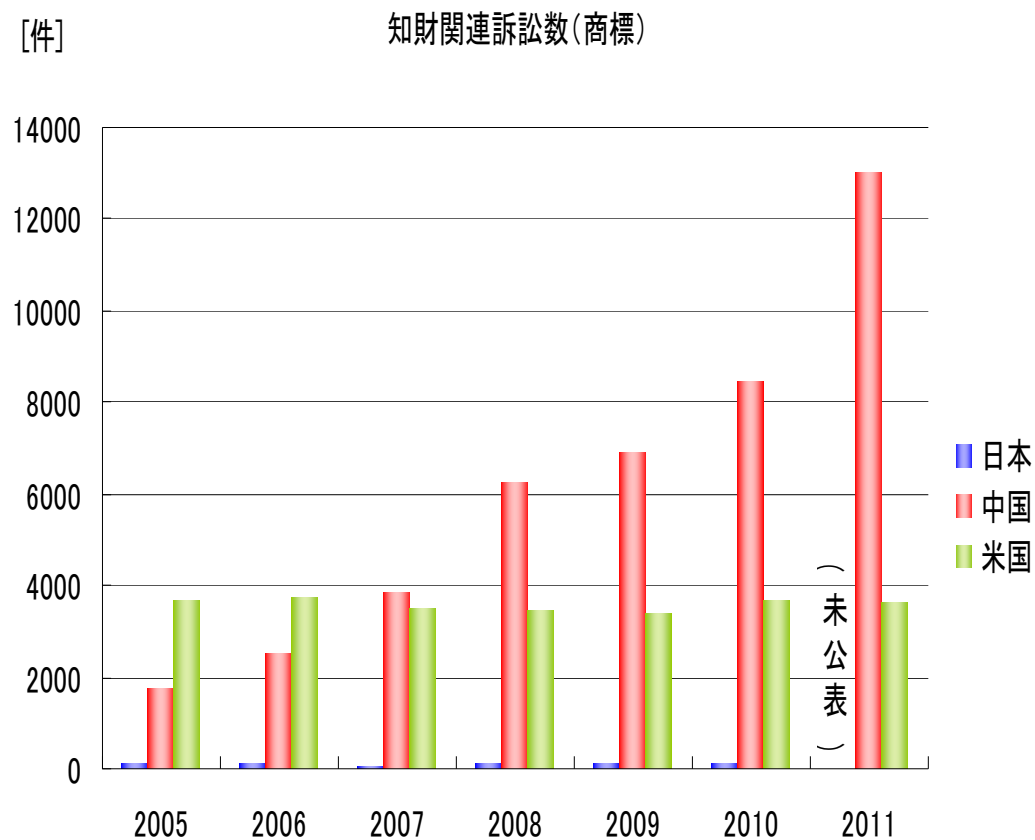
【中国での知財訴訟件数の推移】

出願件数の増加を背景に、中国での知財民事訴訟件数は米国を越え、なおも増加傾向にある。



※米国には実用新案制度がない

※※日本中国は1月～12月、米国は10月～9月

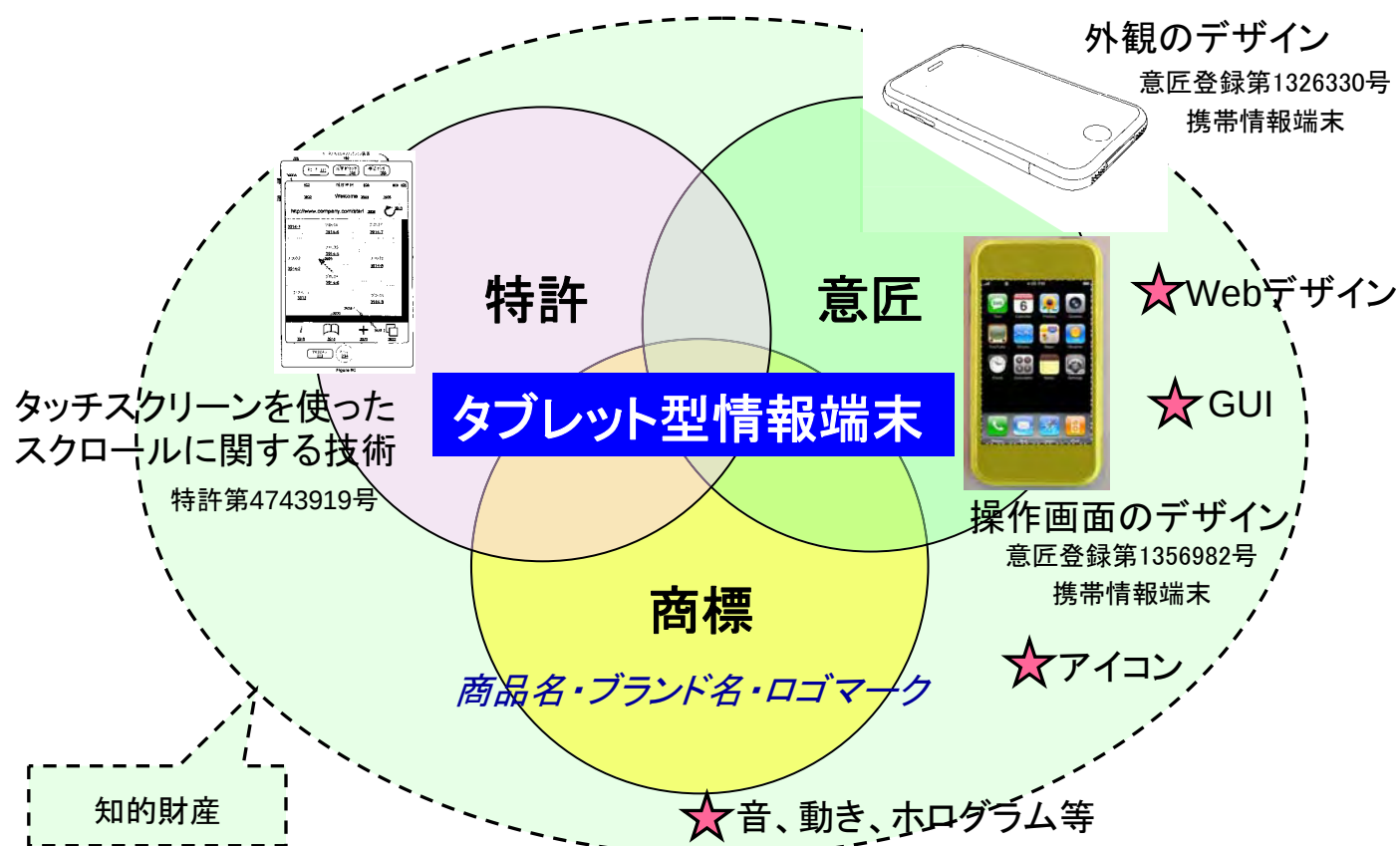


※中国は1月～12月、米国は10月～9月

意匠権・商標権活用の可能性の高まり

- グローバル競争において、従来の技術優位の競争からデザイン・ブランドによる差別化の重要性が高まっている。
- 権利保護においても、特許に加えて、付加価値や差別化の源泉となるデザインやブランドの要素を意匠権や商標権を活用して複合的に保護することがますます重要になってきている。

＜知財の複合的保護イメージ＞



新たなビジネス展開に際して、知財権ミックスによる保護・活用が有効となる事例

■ 電気自動車

○ 車両本体(新技術)

→ 特許権

○ 車両デザイン(電気自動車はデザインの自由度が高く差別化のツールとして役割が拡大)

→ 意匠権

○ 起動音(他社との差別化を図る手段として起動音の役割は重要)

→ 商標権

※ 海外においては、商標権として保護。

意匠権・商標権分野における国際競争の激化

■これらの企業は、自国内のみならず、世界主要国での権利取得を加速しており、競合他社とのグローバルな製品開発競争、市場獲得競争における攻撃・防御のツールとして、知財権ミックスの観点からの意匠権・商標権活用の可能性が高まっている。

【携帯電話機における意匠登録ランキング】 (日本意匠分類H7-43、日米欧中韓、2009～2010年公報発行分)

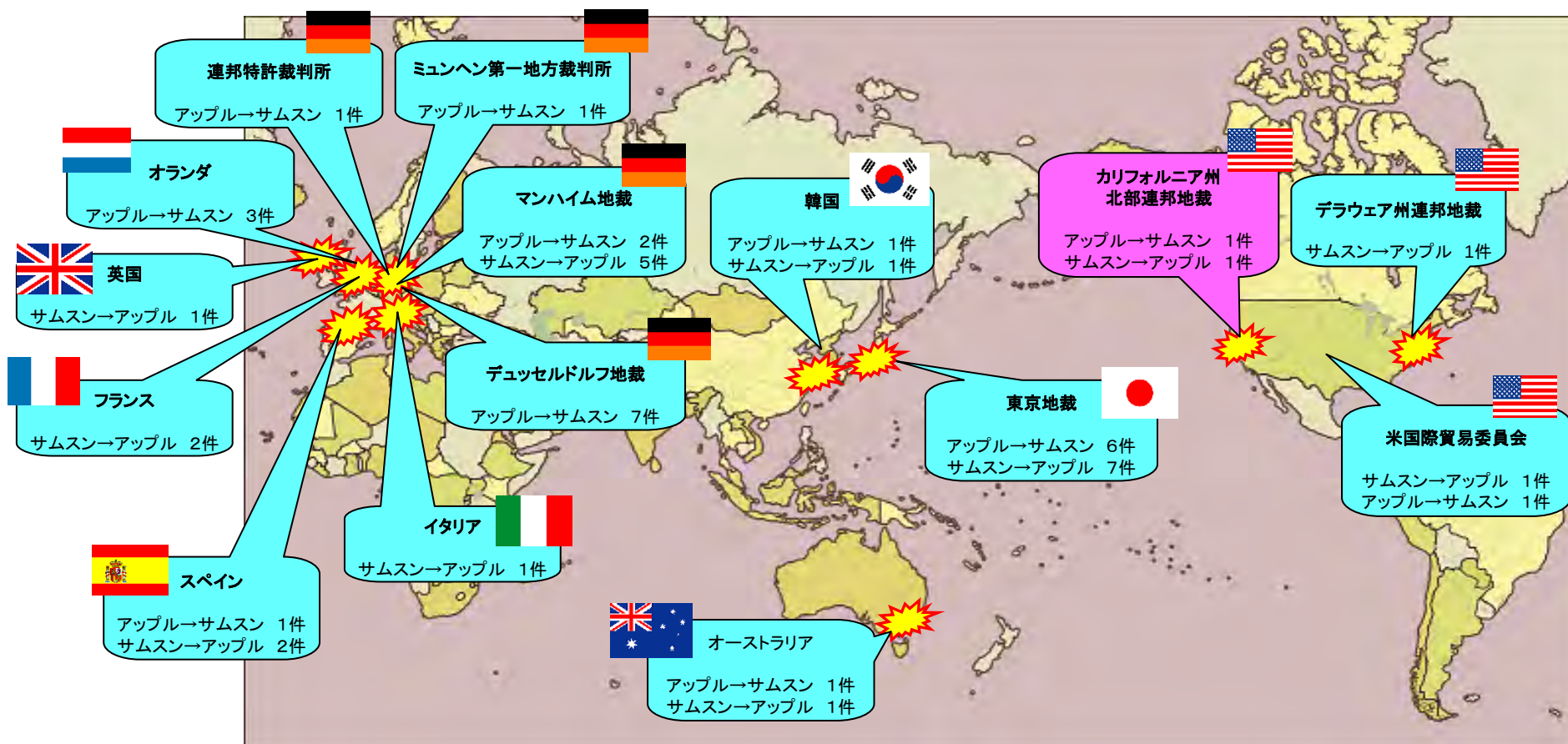
日本での登録			米国での登録			欧州での登録			中国での登録			韓国での登録		
順位	出願人名	件数	順位	出願人名	件数	順位	出願人名	件数	順位	出願人名	件数	順位	出願人名	件数
1	サムスン電子(韓国)	131	1	サムスン電子(韓国)	349	1	サムスン電子(韓国)	279	1	サムスン電子(韓国)	467	1	サムスン電子(韓国)	379
2	京セラ	100	2	ノキア(フィンランド)	265	2	ボーダフォン(独)	101	2	ZTE(中国)	209	2	LG電子(韓国)	209
3	シャープ	95	3	LG電子(韓国)	73	3	ソニー エリクソン(スウェーデン)	91	3	上海温泰電子有限公司(中国)	207	3	SGPコリア(韓国)	24
4	ノキア(フィンランド)	79	4	モトローラ(米国)	67	4	LG電子(韓国)	85	4	ノキア(フィンランド)	192	4	SKテレシス(韓国)	21
5	パナソニック	75	4	フォックスコン(台湾)	67	5	ノキア(フィンランド)	53	5	LG電子(韓国)	172	5	KTテック(韓国)	18

【携帯型電子情報端末機における意匠登録ランキング】 (日本意匠分類H7-725、日米欧中韓、2009～2010年公報発行分)

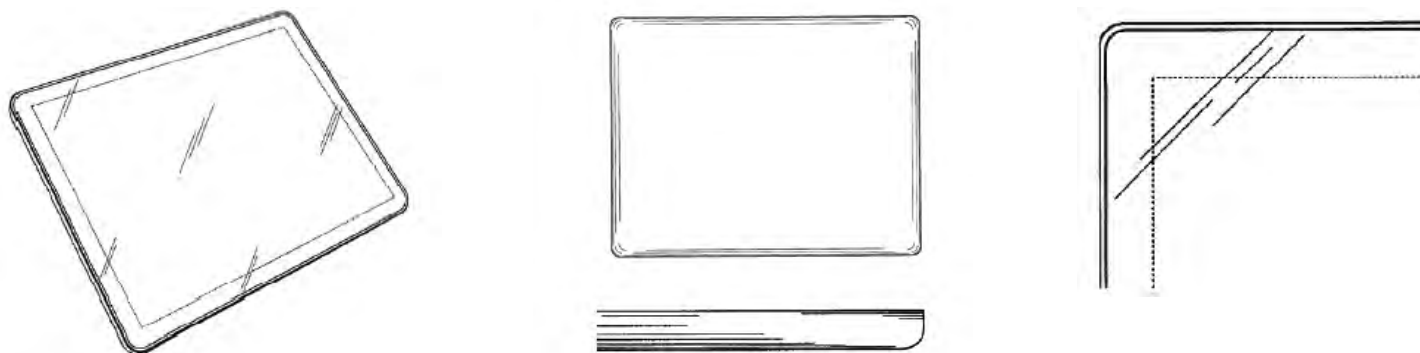
日本での登録			米国での登録			欧州での登録			中国での登録			韓国での登録		
順位	出願人名	件数	順位	出願人名	件数	順位	出願人名	件数	順位	出願人名	件数	順位	出願人名	件数
1	アップル(米国)	59	1	サムスン電子(韓国)	73	1	ノキア(フィンランド)	60	1	モトローラ(米国)	24	1	サムスン電子(韓国)	90
2	東芝	51	2	RIM(カナダ)	63	2	RIM(カナダ)	50	2	HTC(台湾)	17	2	SKテレシス(韓国)	86
3	パナソニック	34	3	アップル(米国)	30	3	サイオン テクノロジクス(カナダ)	37	3	ZTE(中国)	15	3	LG電子(韓国)	29
4	シャープ	32	4	ノキア(フィンランド)	18	4	データロジック モバイル(伊)	26	4	サムスン電子(韓国)	15	4	アイリバー(韓国)	9
5	サムスン電子(韓国)	21	5	LG電子(韓国)	15	5	サムスン電子(韓国)	25	5	RIM(カナダ)	14	5	タイハン電子ワイヤ(韓国)	6

(参考)意匠権・商標権分野における国際競争の激化

- 米国アップルは、韓国サムスン電子のGALAXYシリーズ等が、特許だけでなく、自社が保有する意匠(デザイン特許)や商標(トレードドレスを含む)等をも侵害しているとして提訴(2011年4月)。これを皮切りに、世界中で知財紛争が繰り広げられている。



米アップルのデザイン特許の一例 [D504889]



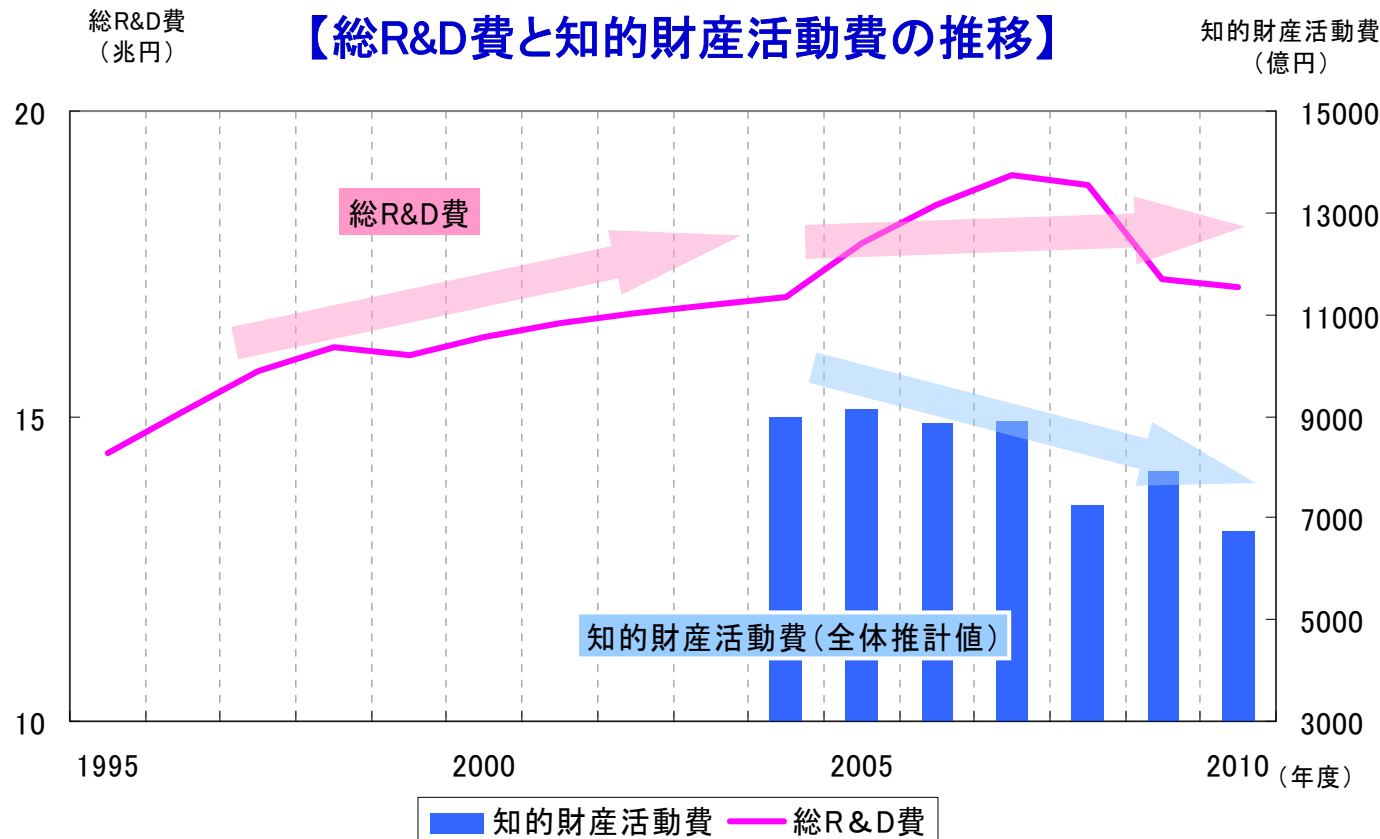
韓国サムスン電子のタブレット端末 [GALAXY Tab 10.1]



※図版は日経デザイン2011年9月号から転載

我が国企業等における知的財産活動費

- 総R&D費が増加傾向にあった2005年前後から、我が国企業等の知的財産活動費は減少傾向を示している。
- R&D活動の成果物として生まれる知的財産を活用していく上で、知的財産活動費への配分は十分か。



(注) 我が国における知的財産活動費は減少傾向を示し、2010年度は7,000億円を下回った。

内訳を見ると、全体の半分以上を占める出願系費用(出願系費用には、産業財産権の発掘から明細書作成、権利維持等に要する費用が含まれる)や、人件費の減少幅が大きい。

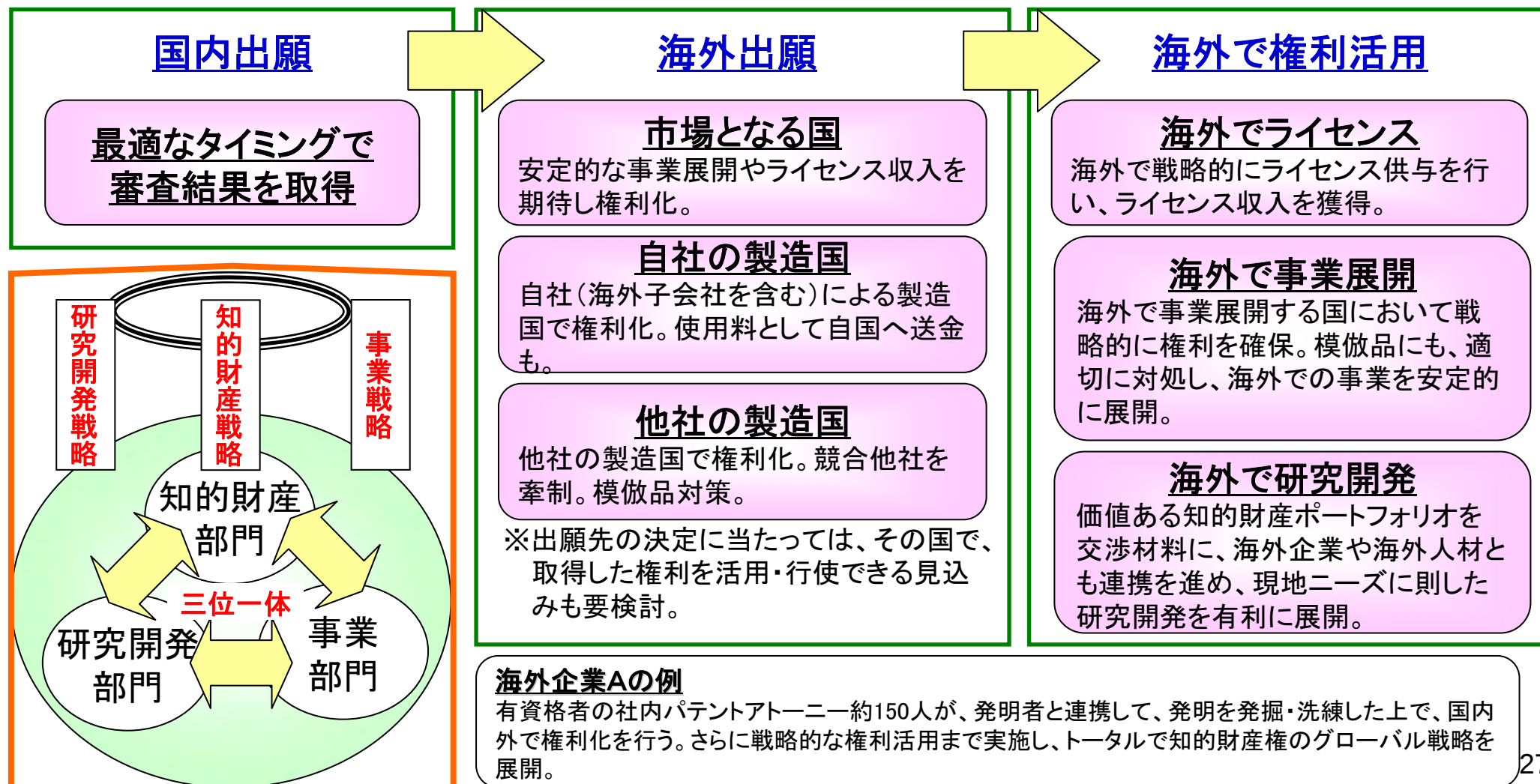
【知的財産活動費の推移と内訳】

	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2005年度→ 2010年度増減率
知的財産活動費(百万円)	8,970	9,157	8,847	8,904	7,262	7,910	6,741	-26.4%
出願系費用	5,175	5,328	5,286	5,394	4,331	4,467	3,955	-25.8%
補償費	147	156	151	161	137	179	133	-14.9%
人件費	2,507	2,527	2,298	2,346	1,932	2,150	1,819	-28.0%
その他費用	1,142	1,147	1,113	1,035	834	1,129	886	-22.8%

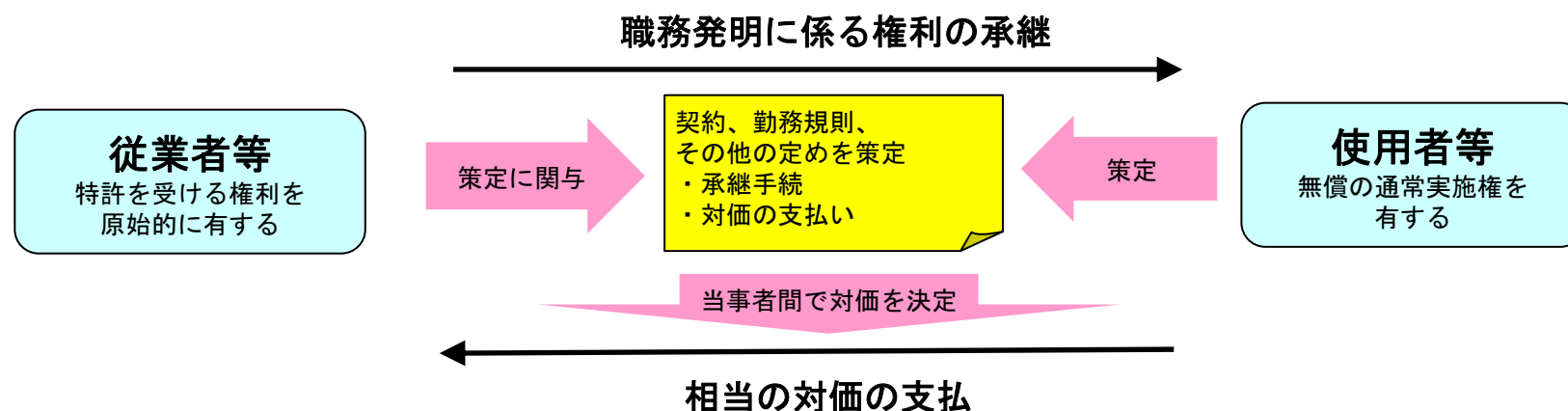
(出典) 平成23年知的財産活動調査報告書(なお、総R&D費については、科学技術研究調査報告書(総務省統計)より作成)

グローバルな知財マネジメントの構築(社内体制等の整備)

- 将来の事業を見越した研究開発戦略と知的財産戦略に基づき創造された知的財産につき、適切な国・地域で、適切な範囲の権利を、適時に確保し、これを戦略的に活用することが必要。
- 知的財産を戦略的に活用するためには、事業戦略や研究開発戦略と一体となった知的財産戦略の実施に向けた体制を整備することも必要ではないか。



- 職務発明の対価をめぐる企業と発明者の紛争が多発したことを受け、2004年に特許法を改正（2005年4月1日より施行）。新法では、対価の決定を当事者間の自主的な取決めにゆだねることを原則とし、使用者にとって対価額の予測可能性を高めるとともに、従業者の発明評価に対する納得感を高めることを意図。
- 現在も職務発明の対価をめぐる争訟は生じているが、いずれも旧法が適用された事例であり、新法が適用された事例はない。一方で、新法下であっても、職務発明制度が依然として経営上のリスクとなっているとの意見も存在。



再改正に賛成する意見

- 対価請求権が従業者にとって発明のインセンティブになっているか疑問。
- 発明者のみに権利を与えることで、集団での研究開発や使用者の研究開発投資、企業の国際的競争力等に悪影響を及ぼすおそれがある。
- 改正法のいう「不合理性」の判断基準が不明確であり、予測可能性が低い。
- 制度の国際調和の観点を重視すべき。特に欧米企業との連携を進める際に支障となっている。

再改正に反対する意見

- 新法を適用した裁判例がいまだ見出されず、改正法の運用や評価が定まっていないため、当面の間は状況を見守るべき。
- 特許法第35条を削除するとなると一般法たる民法に判断がゆだねられることとなり、予測可能性が一層低下すると考えられる。このため、同条を削除せずに、運用レベルで細部を調整する方策の方が望ましい。
- 現実に認められる対価が低額になったことや、企業の職務発明に対する対応も変わってきて訴訟も減っているので、静観すればよいのではないかと。

3. 新たな課題への政策的対応

(1) グローバル出願拡大への対応

(2) 重要性が高まるデザイン・ブランドへの対応

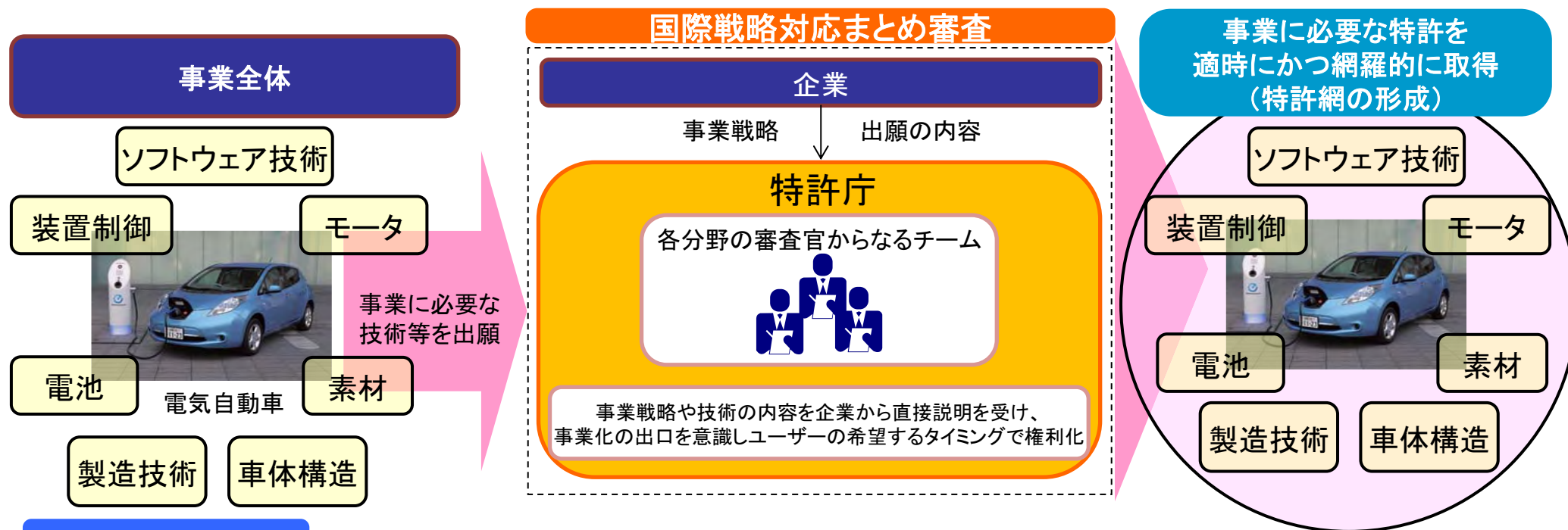
(3) 中小企業の取組に対する支援

(4) 人的基盤の充実

(5) まとめ

グローバルな知財マネジメントを支援する審査①(まとめ審査)

- 近年、研究開発型ではなく事業起点型のイノベーションが進展。しかし、事業に必要な技術は、分野毎に特許出願されるため、事業との関係や各技術の繋がりを十分理解した上での権利化や事業のグローバル展開に適時に対応した形での権利化がなされていないのではないか。
- 国際展開を企図する新たな事業形態(ビジネスモデル)に活用できる特許網を形成するために必要な出願を適時に権利化できるような新たな審査サービスの提供が必要。
- 分野横断的に事業展開のタイミングに合わせて、各分野の審査官が連携しながら、審査・権利化を行う「国際戦略対応まとめ審査」を実施。



今後の課題・取組

- まとめ審査に対応するため複数の審査官から構成されるチームを構成。
- 物理・機械・化学・電気の各分野や技術分野を跨る事業に対応できるよう、機動的な体制構築が必要。

グローバルな知財マネジメントを支援する審査②(対面審査)

- 技術が複雑化・高度化する中で、出願人や発明者が出願内容を直接審査官に説明することで、審査官は出願のポイントを的確に理解し、審査を効率的に実施することが可能。
- 出願人側は、審査官との円滑な意思疎通により、適切な範囲で権利を取得することが可能。
- ドイツや米国など、各国とも対面審査(面接審査)の活用を推進し、効率的かつ適切な審査を実施する方向にある。
- 我が国においても審査の効率化と質の向上の観点から、対面審査(面接審査)の拡充を図ることが必要ではないか。

ドイツ特許商標庁(DPMA)

- ✓ 審査官は必要に応じて出願人との対面審査が可能。
 - ✓ 出願人は請求により、適切と認められる場合に限り対面審査の機会が与えられる。
- 特許法改正により出願人から求めがあった場合の対面審査が義務化される予定

米国特許商標庁(USPTO)

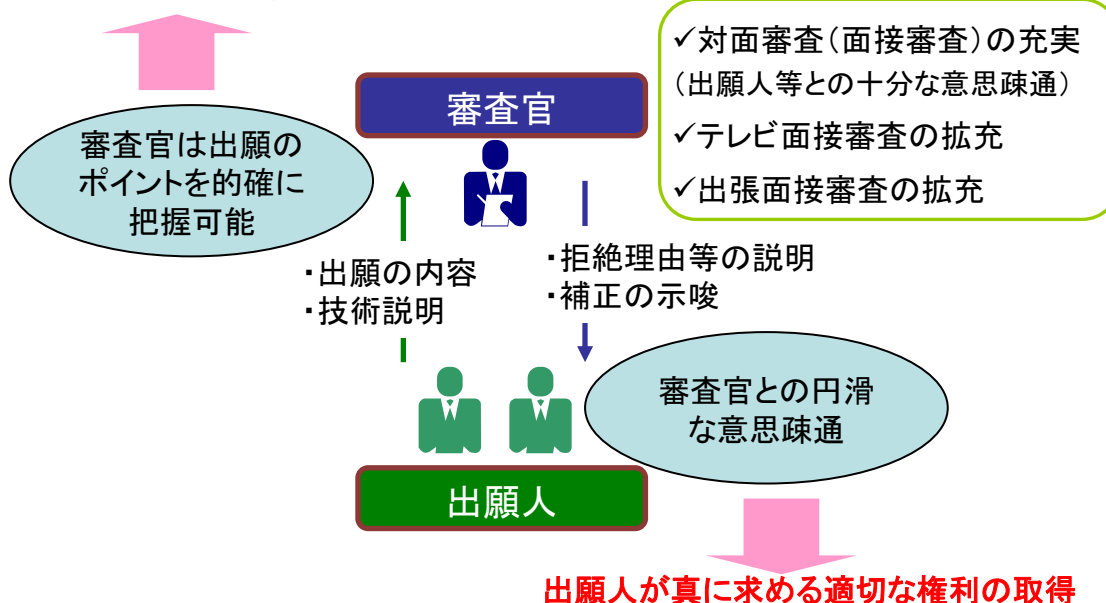
- ✓ 2009年より、一次審査着手前の対面審査の試行(First Action Interview Pilot Program)を実施。
- ✓ 全技術分野に拡大し継続して実施。(Full First Action Interview Pilot Program)
- ✓ 出願人は請求により、一定の要件を満たす場合に限り対面審査の機会が与えられる。

今後の課題・取組

- 対面審査(面接審査)を積極的に利用し、ユーザー満足度の高い審査を実施することで、審査の迅速化・効率化、質の向上に繋がるのではないかと。

【対面審査(面接審査)の実施】

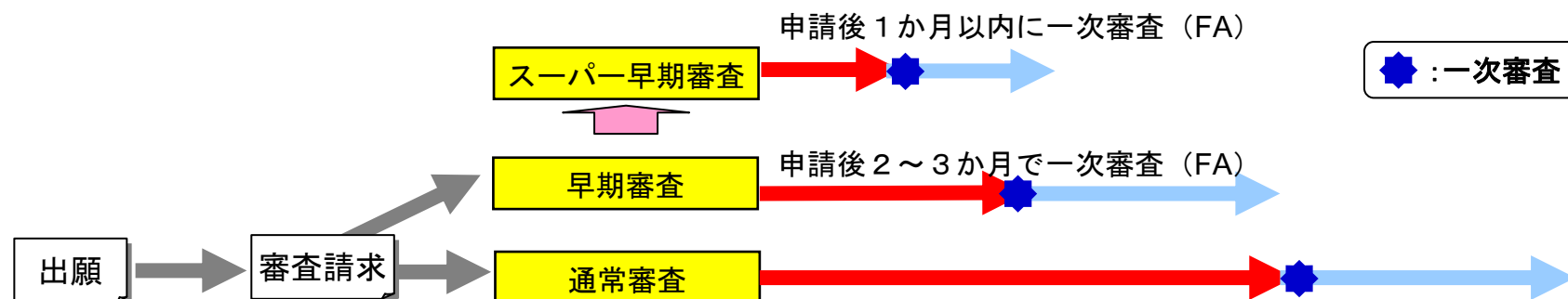
効率的かつ的確な審査に繋がる



グローバルな知財マネジメントを支援する審査③(タイムリーな審査)

- 現状、早い審査判断に対するニーズについては、早期審査制度・スーパー早期審査制度によりユーザーの望むタイミングで一次審査結果の取得が可能。
- 一方で、海外での権利取得の促進のために特許審査ハイウェイ(PPH)を利用する場合や事業を展開する場合においては、一次審査(FA)結果よりは最終審査結果が必要であり、権利化までの期間を短縮し予見性を高めて欲しいとの意見がある。
- さらに、国際標準化の動向や市場動向などを見つつ、事業の進展に応じたタイミングでの審査を希望する声もある。
- ユーザーの知財戦略に則した審査タイミングでの審査を提供できるような制度の検討が必要ではないか。

【我が国における早期審査制度について】



- ✓ 早い審査として、これまでのスーパー早期審査や早期審査をさらに拡充していく考え方もある。
- ✓ これまでのような一次審査型ではなく、最終処分までの期間で管理することも考えられる。
- ✓ 国際標準化の動向や市場動向などを見つつ、ユーザーが、事業の進展に応じたタイミングでの審査を受けることができるようにする制度を導入するという考え方もある。

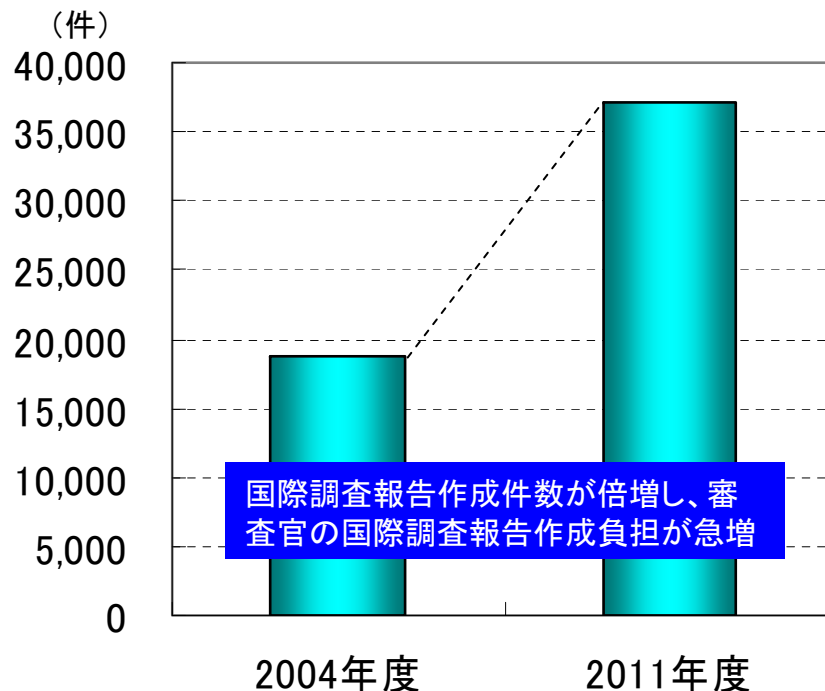
今後の課題・取組

- 出願人の事業戦略・知財戦略に応えるような審査タイミングを選択できる制度について、出願人のニーズと第三者の監視負担のバランス、審査期間との関係などにも留意しつつ、諸外国の制度等を踏まえた検討が必要。
- 平成24年度には、産業界、有識者等から構成される委員会を主体に調査研究を実施し、制度の在り方について検討を行う。

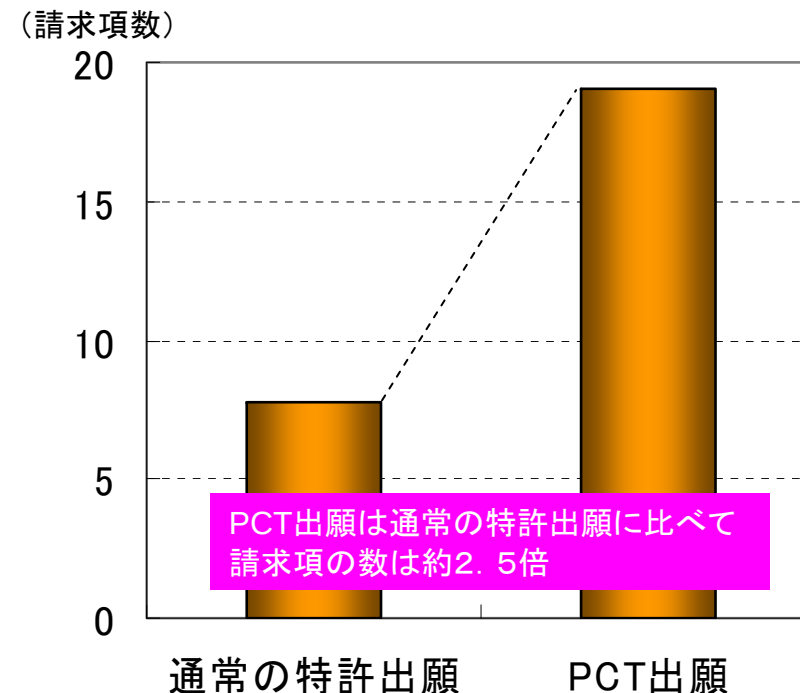
国際特許出願(PCT)の増加への対応

- 国際特許出願(PCT)の増加に伴い、日本が国際調査機関として作成する国際調査報告の件数は倍増。国際調査は、国際公開(優先日から18か月)までに作成することが義務。
- また、国際特許出願(PCT)は、通常の特許出願に比べ、出願1件あたりの請求項の数が多い(通常特許出願の約2.5倍)ため、審査負担は重い。
- 企業活動のグローバル化により、今後も国際特許出願(PCT)の件数は増加し続ける見込みであり、我が国特許庁としてもこれに対応していくことが必要。

【国際調査報告作成件数】



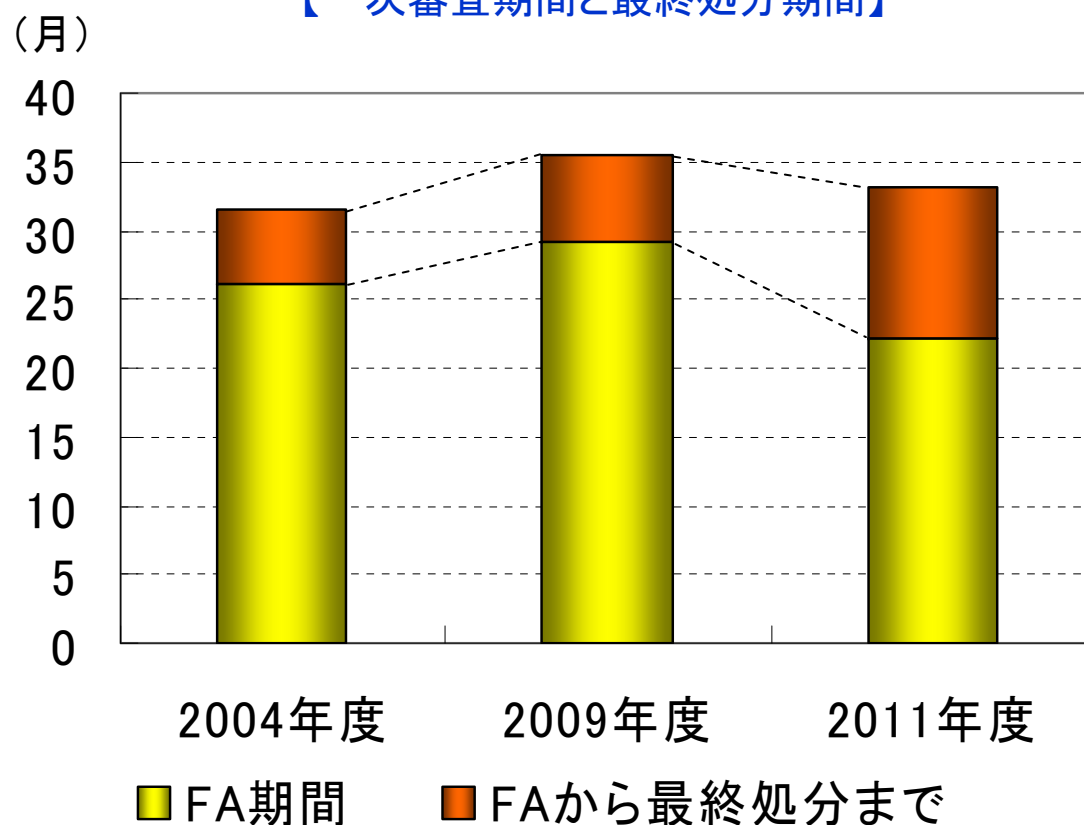
【PCT出願1件あたりの請求項数(2011年)】



最終処分期間の短縮

- 審査のためのリソース配分は、国際機関としての義務を果たすため、国際特許出願(PCT)への対応が優先、続いて政府目標である審査請求から一次審査(FA)までのいわゆる審査順番待ち期間の短縮のための一次審査(FA)。
- 国際特許出願(PCT)に対応しつつ、審査順番待ち期間の短縮に重点を置きながら審査処理を進めてきた結果、一次審査(FA)は短縮されてきているものの、一次審査(FA)から最終処分までの期間は長期化。
- 今後は一次審査期間のみならず、最終処分期間についても短縮していく必要があるのではないか。

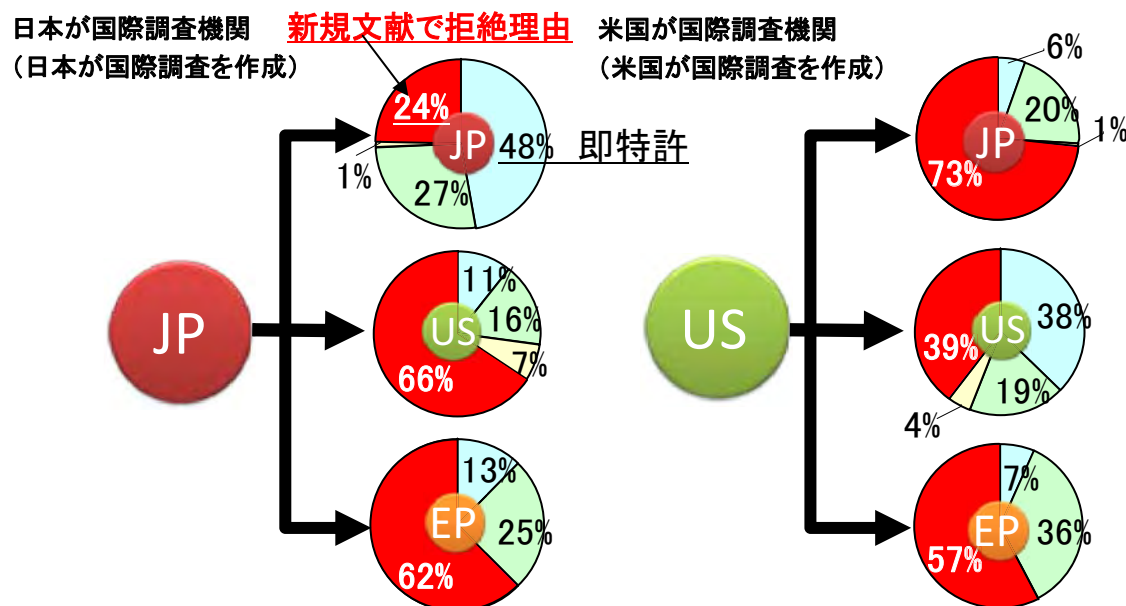
【一次審査期間と最終処分期間】



国際的な審査結果の相違解消

- 国際特許出願(PCT)が増加する中、国際調査機関が特許性ありと判断しても、各国の審査段階で判断が相違するケースが発生。
- 各国内の審査において新たに文献が発見されるケースや記載要件などの運用が異なるケースが多い。審査結果の相違の原因を分析し、解消する必要がある。
- 新たに文献が発見されるケースについては、調査すべき先行技術文献の増加や調査範囲の拡大などが原因。外国語文献、特に中韓文献の増加が顕著。日本語はもとより、外国語文献についても漏れなく調査をすることが必須。

【国際調査機関が特許性ありと判断した出願に対する各国の一次審査の結果】



- 国際調査において、国際調査機関が特許性ありと判断しても各国内の審査で判断が相違するケースは、各国内の審査において新たに文献が発見されるケースや記載要件などの運用が異なるケースが多い。
- 各国で発見される新たな文献は、主に当該国際調査機関の国以外の文献(外国語文献)がほとんど。
- 先行技術調査の環境の相違や実務の相違、審査官の異同等原因は様々。

審査結果の相違の原因を分析し、相違を解消していくことが必要不可欠。そのために、

- ・制度調和
 - ・審査官協議を通じた実務・運用の調和、各国特許庁との信頼感の醸成
 - ・先行技術調査の充実
 - ・品質管理の充実など
- を行っていくことが必要ではないか。

各国の一次審査の結果

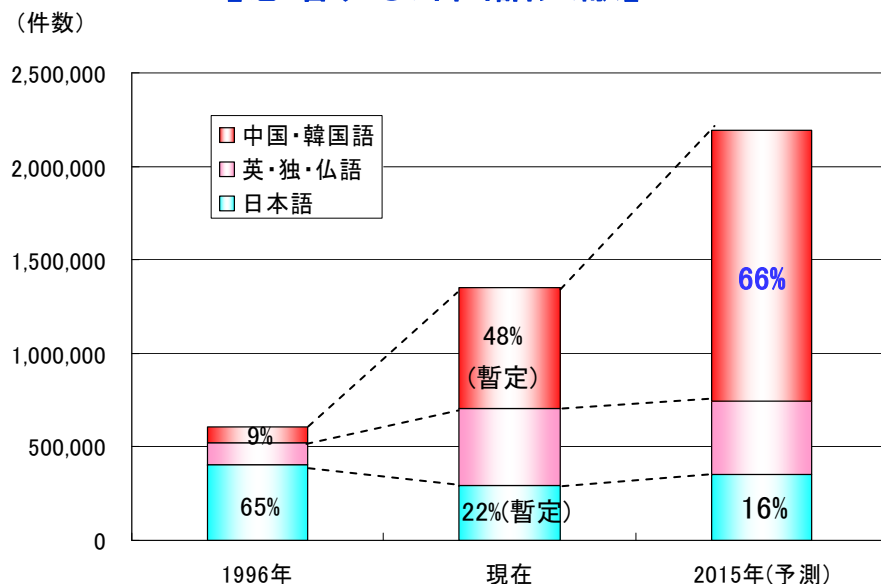
- 即特許 (拒絶理由が通知されずに特許されたもの)
- 拒絶理由有り (文献無し)
- 拒絶理由有り (国際調査機関が発見した文献のみ)
- 拒絶理由有り (新規文献)

(出典) 特許庁作成
(2009年11月の三極会合にて報告)

急増する外国語文献への対応

- 世界で通用する安定した権利を設定するためには、日本語、英語はもとより、それ以外の外国語文献についても漏れなく調査をすることが必須。増加する外国語文献の調査のため、審査負担は増加。
- 中韓文献の調査については、言語に依存しない特許分類の整備や機械翻訳などインフラの整備が必要不可欠。
- また、増加する審査負担に対しては、最大限の審査効率化を図るため先行技術調査外注の拡充も検討。

【急増する外国語文献】



外国文献サーチシステムの整備

- ✓ 機械翻訳を最大限活用して世界の主要な特許文献を日本語により調査可能とするシステムを整備する。
- ✓ 急増する中韓文献に対応できるよう、中韓文献のサーチシステムは早急に開発が必要。

世界共通の特許分類の整備

- ✓ 言語に依存せず、世界中の特許文献を網羅的に調査可能な特許分類を整備する。
- ✓ 五大特許庁を中心として国際特許分類の調和を進めることが必要。

先行技術調査外注の拡充

- ✓ 最大限の審査効率化を図るため、先行技術調査を民間へ外注。(約24万件)
- ✓ 今後は外国語文献の増加に伴い、日本語の文献だけの調査では不十分となる。外国語文献調査も含めた外注の拡充が必要。
- ✓ 韓国の外注機関においては、すでに韓、日、米、欧の文献を調査することが標準。

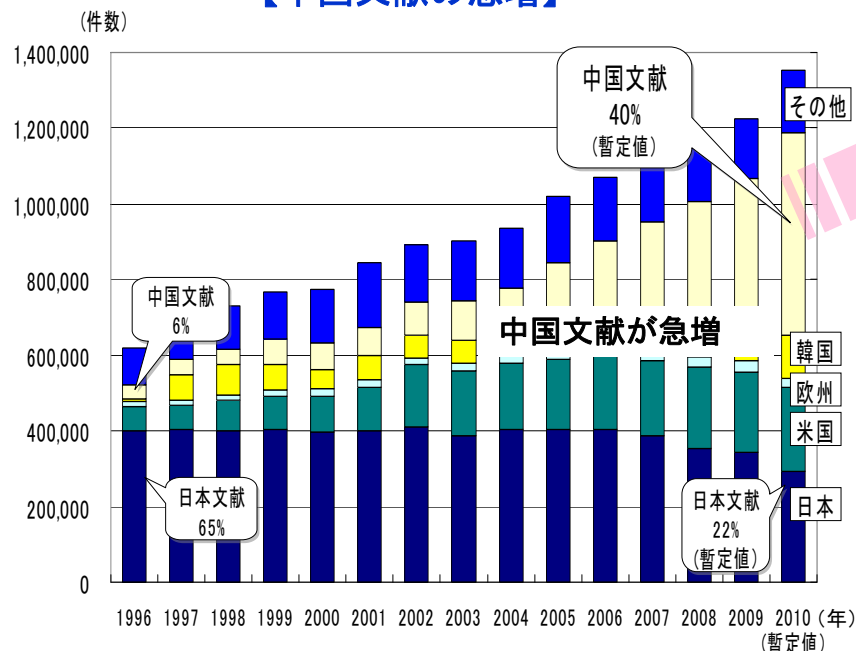
今後の課題・取組

- 中韓文献をはじめとする外国語文献を漏れなく調査するためのインフラ整備が必要。
- 最大限の審査効率化を図るために、外国語文献調査の外注について検討が必要。

中国文献の検索環境の整備 ―翻訳と特許分類―

- 中国実用新案の和文抄録を作成し、外部への提供を開始(2011年度)。
- 急増する中国特許文献について、人手翻訳により和抄を作成するとともに同時に日本分類(FI・Fターム)を付与。日本国特許庁(JPO)審査官及び我が国ユーザーによる中国特許文献の効率的な検索を可能にする。
- 全文和訳を共通分類により検索可能な環境を整え、検索精度と内容理解の容易性を高める。

【中国文献の急増】



(出典) 特許庁作成

(注) 世界で発行された特許文献(実用新案含む)を言語別に整理し、重複を排除したもの。
複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるもの日本の特許としてカウント。
日本語がない場合には、米国(英語)、欧州(英語、仏語、独語)、韓国(韓国語)、中国(中国語)の順で該当する国・地域(言語)の特許文献としてカウント。

2012年度

2011年度

中国文献を漏れなく調査可能に

言語の壁を越える2本柱(翻訳・分類)による対策

全文
機械翻訳

翻訳
辞書作成・
機械翻訳精度向上
人手翻訳による
和抄作成

国際的な
共通分類へ

分類
日本国特許庁による
日本の分類付与

中国特許の和文抄録の作成

中国特許文献への
日本分類付与

中国実用新案の和文抄録の
作成

※3月よりIPDLにて提供開始(5万件)

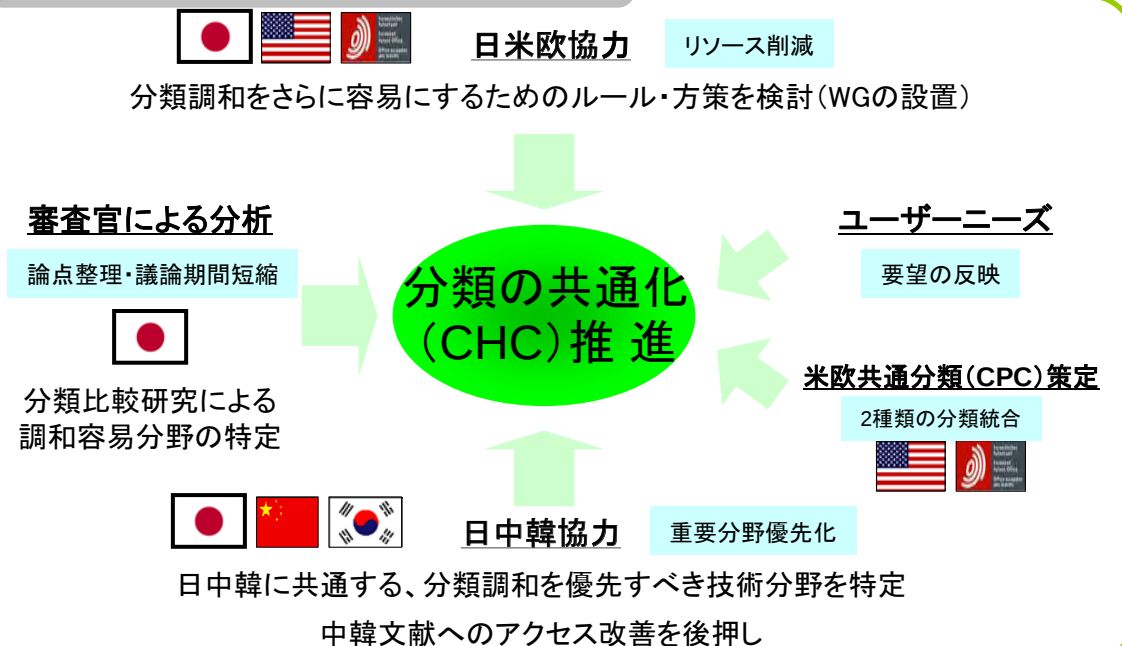
世界共通の特許分類の整備

- 中韓文献等の外国語文献へのアクセスには、言語が最大の壁。
- 一方、言語に依存しない検索ツールとして、国際特許分類(IPC)が存在、ただし項目が少なく粗い分類。
- 国際特許分類(IPC)を細分化できれば、中韓文献等を効率的に、きめ細かくサーチすることが可能となる。
- 日欧が保有する詳細な内部分類の知見を活かし、五庁で国際特許分類(IPC)を細分化するプロジェクト(CHC)が進行中。

CHCとは

- **C**ommon **H**ybrid **C**lassification (共通ハイブリッド分類)プロジェクトの略。10の五庁基礎プロジェクトの一つで、2009年から日米欧中韓の五庁で開始。
- 日本のFI、欧州のECLAといった内部分類をベースに、IPCを細分化
- 現在までに18の技術分野を実施
- 2011年6月の五庁長官会合(東京)において、CHCの加速化に合意
- 欧米の人員不足により、実施スケジュールが遅れるも、2012年6月の五庁長官会合(フランス)にて、2013年1月からの加速化を確認
- JPO審査官における、日欧の分類の優位性比較により、検討時間の短縮化を実現
- 日中韓の協力・ユーザーニーズの反映も重視

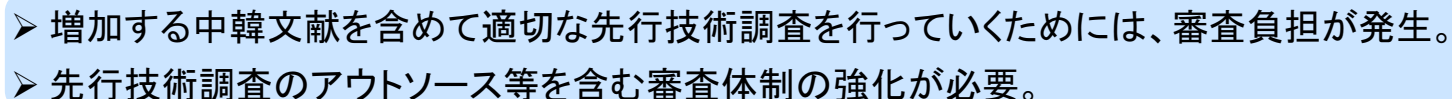
世界共通の特許分類の整備



今後の課題・取組

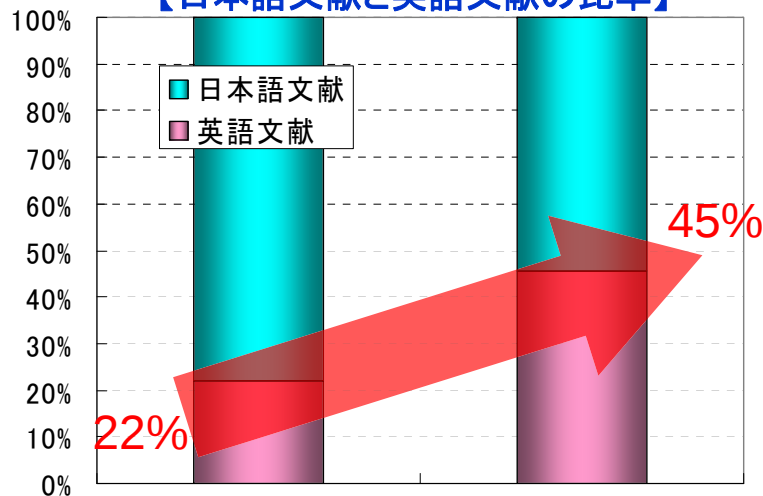
- 共通分類(CHC)策定の加速化スケジュールを速やかに策定し、早期に中韓文献等のアクセスを改善。
- 優先して実施すべき技術分野等を特定し、必要性の高い分野の対応を急ぐ。

- ### 【中韓文献の調査負担の増加】



- 先行技術調査において、英語でしか読むことができない特許文献の比率はこの10年で倍増。
- 各国の審査において、新たな外国語文献が先行技術として発見されるケースが増加している状況に鑑みれば、「真に強い権利」として、世界で通用する安定した権利を設定するためには、これまで以上に英語文献の調査についても強化していくことが必要ではないか。
- 英語文献の調査を強化して行くにあたっては、外注の活用についても検討していくことが必要ではないか。

【日本語文献と英語文献の比率】



(注)
・日本語特許文献(実用新案も含む)と英語特許文献(米国・欧州)の割合比較。
・複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献について、日本語があるものは日本語文献としてカウント。

増加する外国語文献(英語文献)への対応

- ・審査官による英語文献の調査を強化。
- ・効率的な外国語文献調査のためのノウハウ共有。
- ・検索ツールの整備など。

外注の活用による英語文献調査負担の軽減

- ・増加する英語文献についても先行技術文献調査の外注を実施し、英語文献の調査負担を軽減可能。

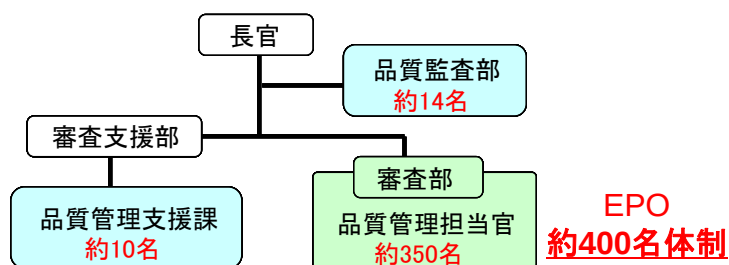
今後の課題・取組

- 各国の審査において、新たな外国語文献が先行技術として発見されるケースが増加しており、これを減少させるためには、英語文献も含めた外国語文献調査を強化することが必要。
- 英語文献については、調査環境が整備されていることから、中韓文献調査の外注に先駆けて英語文献調査の外注を実施することを検討。

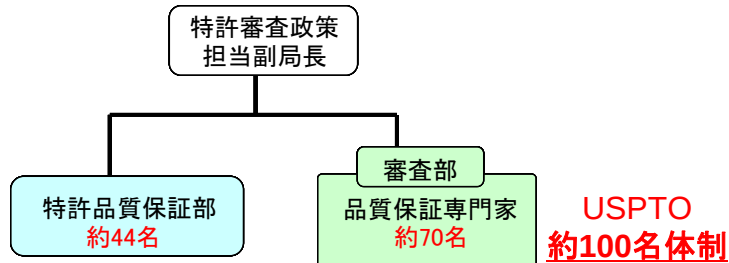
品質管理体制の充実

- グローバル出願が増加する中、主要国の特許庁は審査品質の向上とそのため品質管理に注力するため、体制の強化を図っている。(欧州:約400名体制、米国:約100名体制)
- 他方、我が国は、審査処理件数では世界トップクラスであるにもかかわらず、品質管理に専任で当たる職員数は、欧米特許庁に比べると十分でない。(日本:約20名体制)
- 国際水準の品質管理要員を確保し、国際的に遜色のない品質管理体制の下、世界最高レベルの品質を提供することが必要ではないか。

欧州特許庁の品質チェック体制



米国特許商標庁の品質チェック体制



今後の課題

- 国際水準の品質管理を実施するためには、組織横断的な品質管理体制を構築する必要がある。
- 分野や技術ごとに異なる状況を理解する者により、先行調査(サーチ)の適切性を含めた品質チェックを行うことが必要。
- そのために、国際水準の品質管理を担う人材の確保・育成が必要。

品質管理体制の強化

品質管理部門

審査官の審査内容についてチェック

顧客満足度の把握と分析

品質チェックの結果を審査部にフィードバック

審査部門

特許

意匠

商標

- ✓適切なサーチが行われているか
- ✓基準・法令違反はないか
- ✓厳しすぎる審査がなされていないか
- ✓審査官ごとのばらつきはないか
- ✓新たに追加された保護対象などに対し、適切な審査がなされているか

品質担当官

特許

意匠

商標

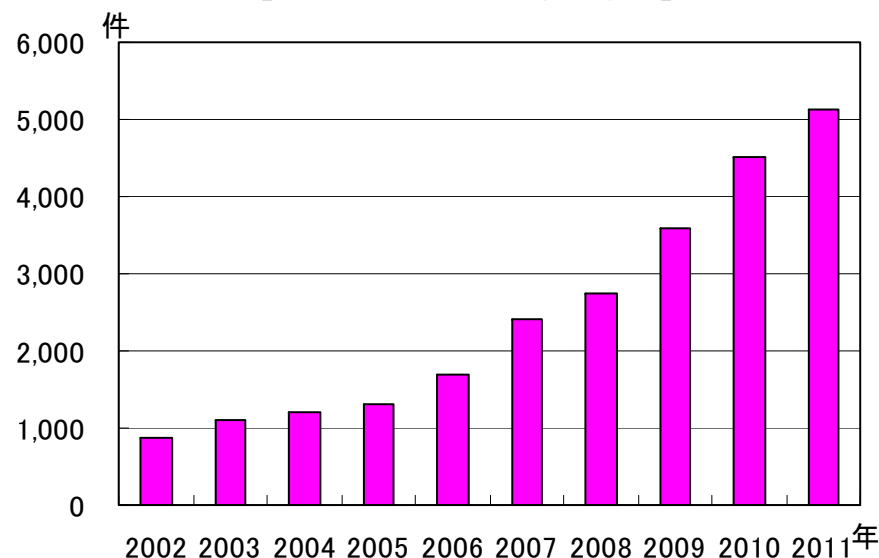
・質の高い審査サービスの提供

・世界で通用する安定した権利

特許付与後の権利の見直し制度の導入

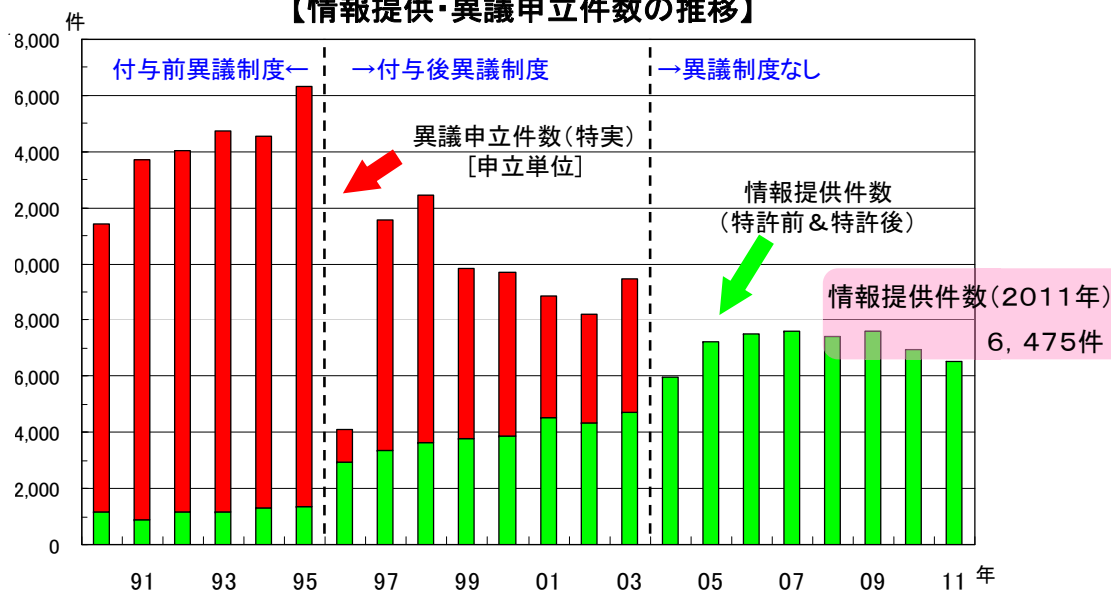
- FA11の推進、早期審査申出件数の増加により、公開前に特許査定される出願が増大。
- この結果、特許審査の質の向上に資する手段として機能している「特許査定前の情報提供」の機会も減少。
- 迅速な審査を実現しつつ「強い特許」を生み出すため、特許付与後における特許権の内容を見直す機会を設ける制度が必要。

【公開前特許査定件数の推移】



(出典)特許庁作成

【情報提供・異議申立件数の推移】



情報提供を受けた案件の72%において、情報提供された文献等を、拒絶理由通知中で引用文献等として利用 (出典)特許庁ホームページ

- ユーザーの声
- 現行の無効審判制度は異議申立制度の代替として機能しているとは言い難い。
 - 特許付与前情報提供制度を利用できない。
 - 特許無効審判に加えて、付与後異議申立制度を復活してほしい。

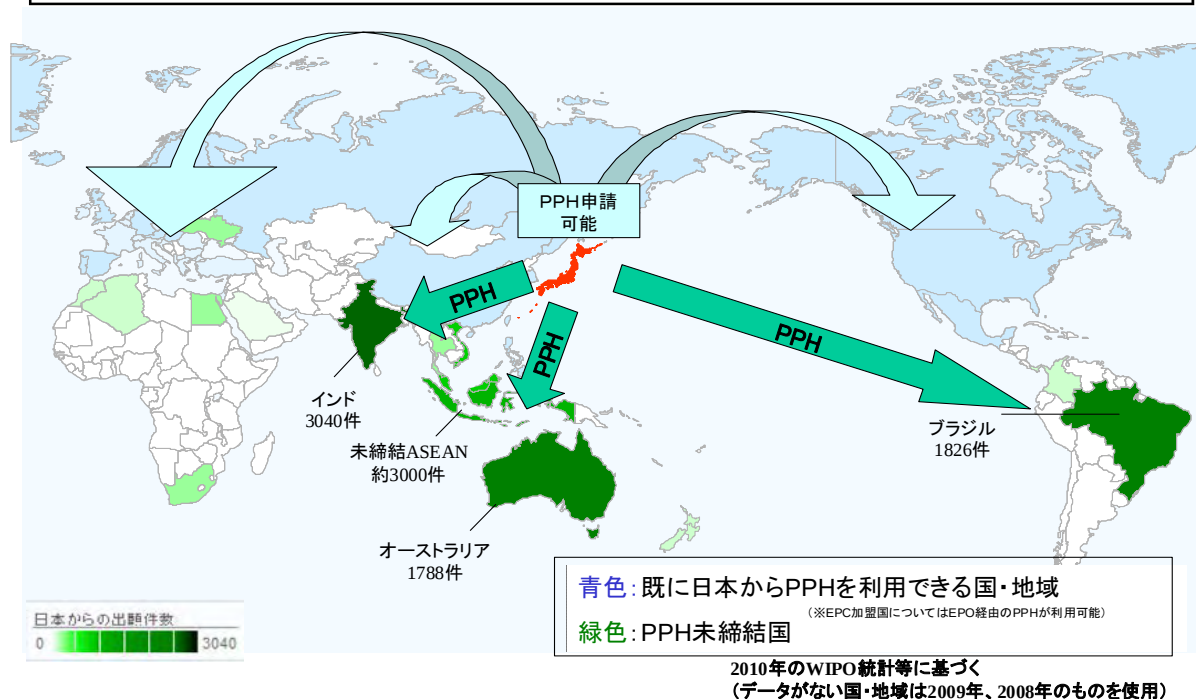
今後の課題・取組

- より安定した権利のために特許付与後の権利の見直し制度について、これまでの制度改正の経緯や諸外国の制度、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、特許制度小委員会では今後検討を開始。
- 特許制度小委員会では、その他、ユーザの利便性向上に資する手続の適正化・簡素化を進める措置や国際的な制度調和等の観点から追加的に必要となる事項についても、必要に応じ検討を行う。

特許審査ハイウェイ(PPH)の発展

- PPH参加国・地域数は、25か国・地域に拡大。PPHの利用件数も着実に増加(累積申請件数約17000件)。
- グローバルな事業展開には海外で安定した経済活動が保証されるよう、安定した権利保護が必要。
- 我が国の特許を活用し、海外で迅速な権利取得を可能とするPPHの一層の発展を図る。

新興国へPPHを拡大し、日本企業の海外進出をサポート



PPHの申請要件の緩和

PPH申請要件の緩和

- 一部のPPH参加国においては、電子的な審査結果交換システム(ドシエシステム)を利用することにより、ユーザーはPPH申請時の提出書類を省略可能。(これまで省略ができなかった米国においても要件が緩和)
- PPHの要件を緩和し、更なるPPHの利用性を向上させる。

多国間PPH会合等場を活用して PPHの要件緩和の議論をリード

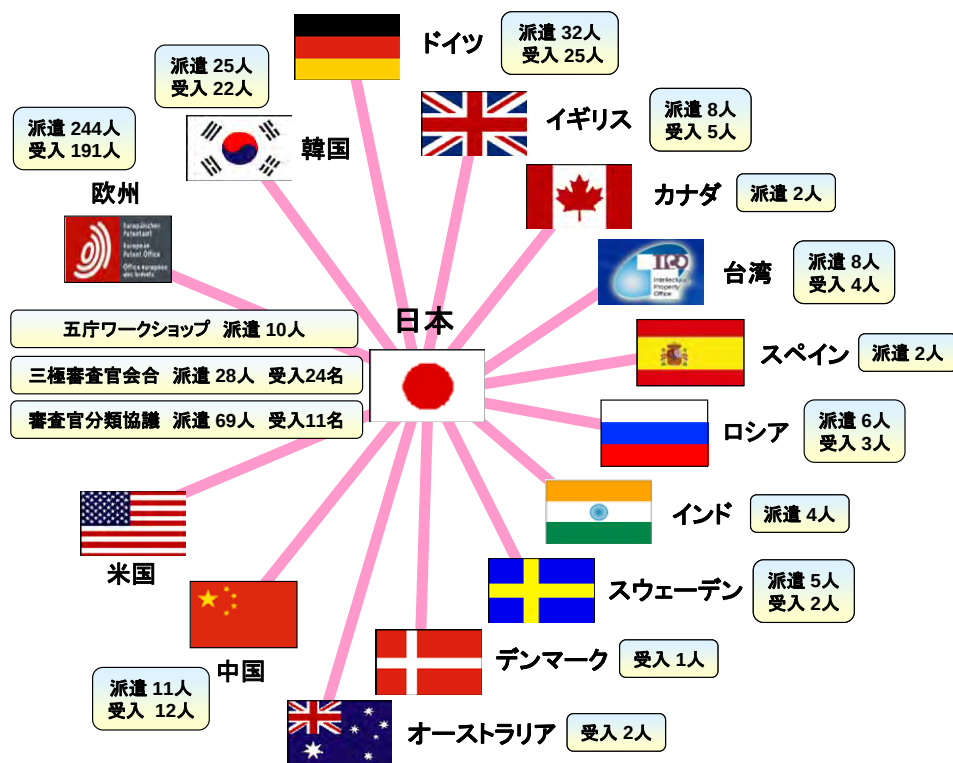
今後の取組

- ASEAN、インド、ブラジル等今後発展が見込まれる新興国とPPH参加を交渉。
- PPHの要件緩和の議論をリードし、日本ユーザーにとってのPPHの利便性の向上を目指す。

国際審査官協議の拡充

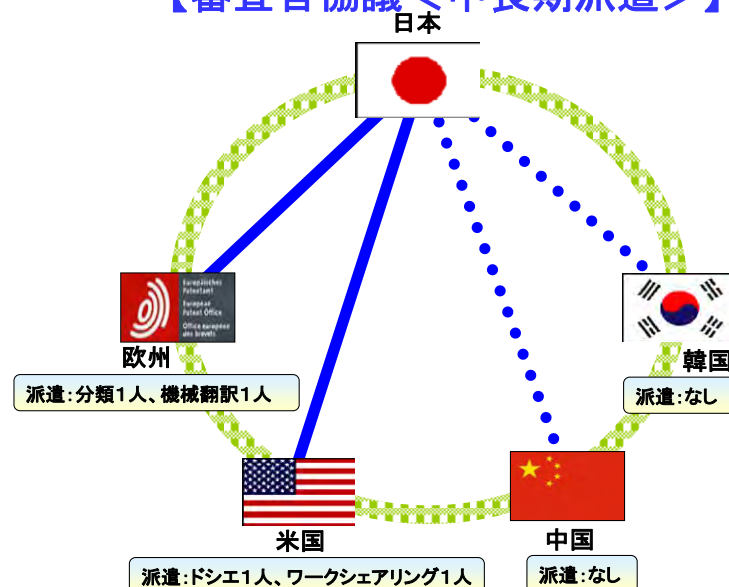
- 審査実務・運用の調和には、相手国の審査や基準をより深く理解することが重要。
- また、主要国には中長期に審査官を派遣することにより、審査実務の調和や施策・取組の推進を目指す。
- 今後は協議実施国の戦略的拡充を図るとともに、中長期派遣審査官協議の一層の充実を行う。

【審査官協議＜短期派遣＞】



(注) 2000年4月から2012年5月末までの実績(延べ人数)

【審査官協議＜中長期派遣＞】



- 平成24年度より、米国・欧州特許庁とは、中長期滞在型審査官協議を開始。
- 短期のスキームに比べ、他庁審査官と十分な時間の協議が可能。
- 加えて二国間での重点施策を進める上での日本国特許庁の現地窓口としてポストプレイ的な活躍が期待。

今後の課題・取組

- 重要性の高いPPH締結国等を中心に協議実施国を拡大する。
- 中長期型スキームについては、欧米特許庁との間での協議を充実させるとともに、順次中国・韓国などへの拡大を図る。

五大特許庁間・先進国間の制度調和の議論の推進

■ 我が国特許庁は、五大特許庁会合などの場を活用して制度調和の議論を主導。

日米欧中韓の五庁間での制度・運用の違いを明確化

我が国主導で制度調和に関する調査研究を実施。制度調和に関する論点について、五庁の法律、規則、基準を比較調査。調査対象は、先願主義／先発明主義、先行技術の範囲、グレース・ピリオド、新規性、進歩性、クレームの記載要件といった論点に関する40以上の項目。

五庁間での制度調和専門家パネルの新設

本年6月の五大特許庁の長官会合において、中国・欧州の慎重な姿勢を踏まえ、継続的な議論の場として、制度調和専門家パネルを新設し、制度・運用の調査研究結果に基づき、調和を目指した議論を進めていくことに合意。

日米欧中韓 五大特許庁会合

(これまで制度調和の
議論なし)

日本の提案により制度調和を初めて議論。
我が国主導で調査研究を開始。今後、調査研究結果を活用し、議論を継続。

中国・韓国を交えた制度調和の
議論の進化、恒常化

2011年：米国特許法改正

先願主義の採用、ヒルマードクトリンの廃止、付与後異議導入など抜本的改正

日米欧 先進国間

制度調和の議論に
最近進展なし

欧州特許庁の慎重姿勢を踏まえ、テゲルンゼイ
会合を開催。日米欧先進国間の議論を活性化。

日米欧先進国間で
共通認識形成の加速化

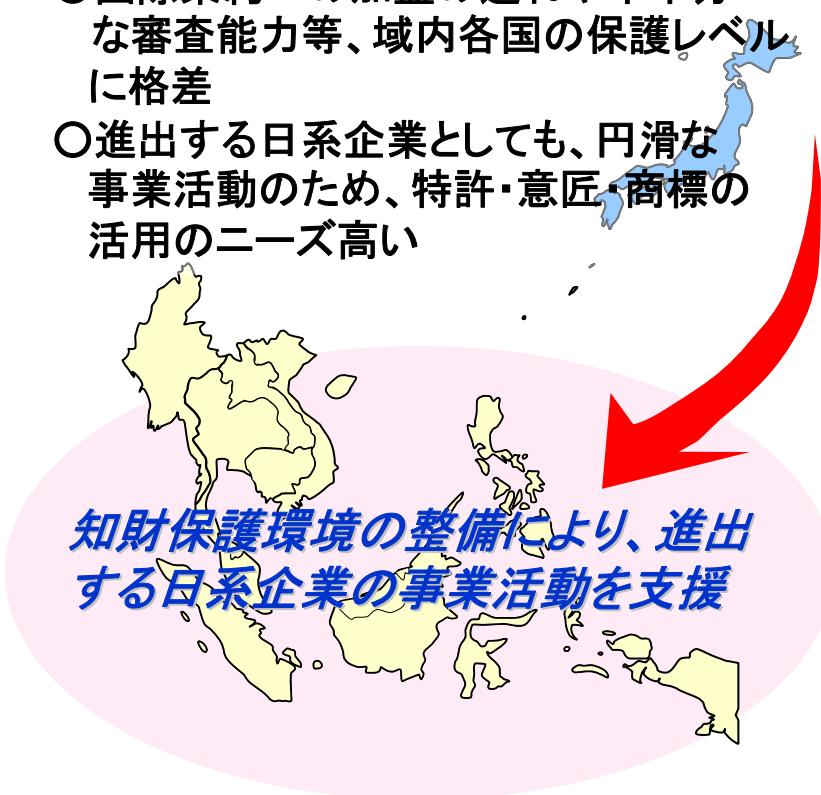
第2回テゲルンゼイ会合(2012年4月)(ミュンヘン)

議論のモーメンタムを維持すべく、専門家会合による議論の継続を合意。
特に、グレースピリオド、18ヶ月公開制度、先使用权、秘密先願に焦点。

- 成長著しいアセアンの更なる経済発展及び日系企業の事業活動支援のため、アセアンへの知財協力を強化。
- アセアン発の国際特許出願の日本国特許庁による国際調査の実施や、アセアンの商標や意匠に関する国際条約への加盟支援等を推進。
- 日アセアン協力の新たな対話枠組みとして本年2月に日アセアン長官会合を創設し、東京で第1回会合を開催。本年7月に開催予定の第2回会合では、協力覚書の合意や行動計画の策定を目指す。

アセアンの課題

- 国際条約への加盟の遅れや不十分な審査能力等、域内各国の保護レベルに格差
- 進出する日系企業としても、円滑な事業活動のため、特許・意匠・商標の活用のニーズ高い



知財保護環境の整備により、進出する日系企業の事業活動を支援

アセアンへの協力

本年7月から国際調査の管轄をベトナムに拡大する予定

- 特許の審査協力
日本国特許庁による国際調査の実施、PPHの拡大等
- 意匠・商標の国際条約(ヘーグ・マドプロ)への加盟支援
- 人材育成やIT化支援
- 模倣品対策への協力
- ※ WIPO(世界知的所有権機関) 日本事務所やERIA(東アジア・アセアン経済研究センター)等の関係機関と協力

日アセアン長官会合

- 第1回会合(本年2月に東京で開催)
アセアンの経済成長のための知財保護強化、日本の協力を確認した「東京知財声明」を採択
- 第2回会合(本年7月にシンガポールで開催予定)
協力覚書への署名・行動計画の策定を目指す

3. 新たな課題への政策的対応

(1) グローバル出願拡大への対応

(2) 重要性が高まるデザイン・ブランドへの対応

(3) 中小企業の取組に対する支援

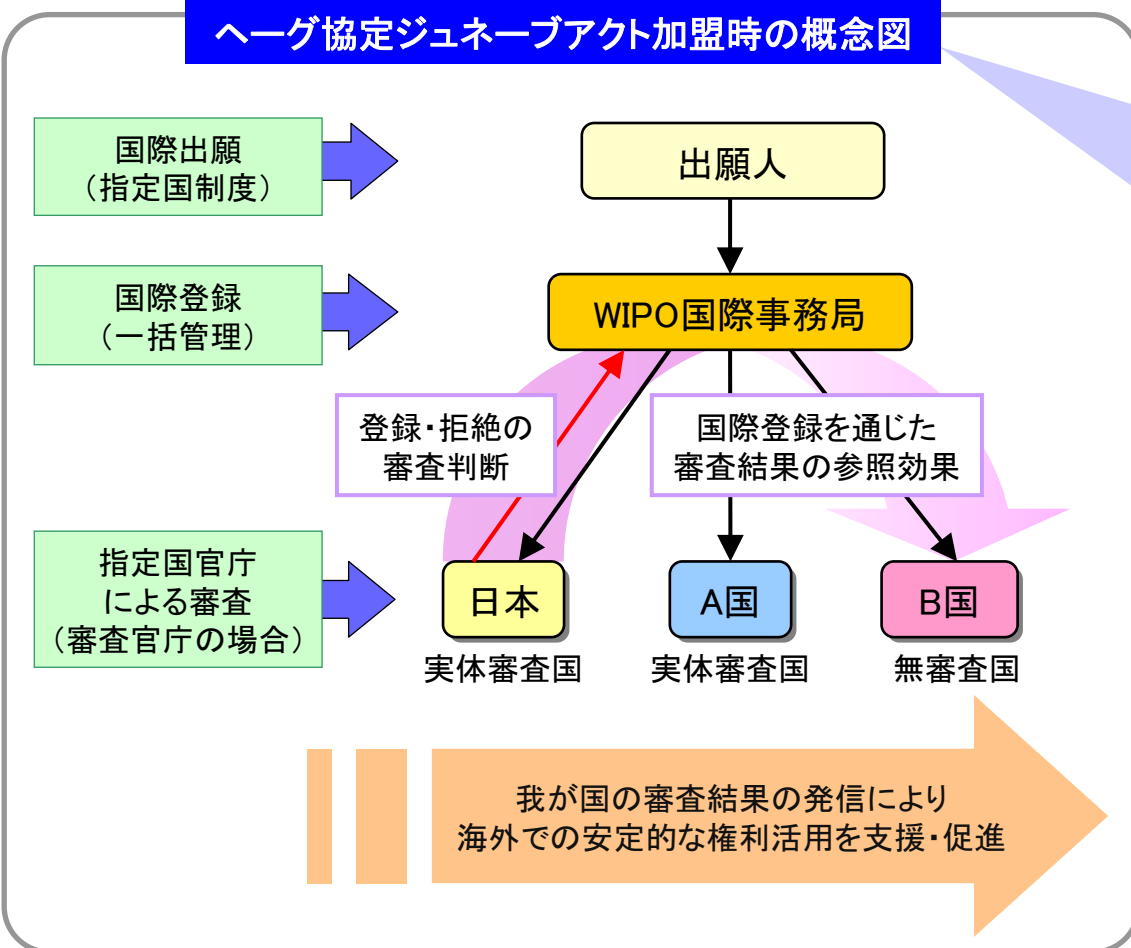
(4) 人的基盤の充実

(5) まとめ

国際的枠組みの整備、ヘーグ協定への加盟

- グローバルなビジネス展開や模倣品対策促進のために重要なデザインの活用・保護を、海外における意匠権の円滑な取得環境整備によって支援するため、近年加盟国が拡大しているヘーグ協定に加盟する方向で検討を進める。
- ヘーグ協定への加盟により、低廉・簡便に海外における意匠権の保護が可能となることに加え、海外において我が国の審査結果が参照されることによる予見可能性向上の効果も期待。

ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟時の概念図



ヘーグ協定の概要

一つの願書及び図面で、複数の国(締約国)での意匠登録を得ることが可能

➤ 願書の記載言語は、英語、フランス語又はスペイン語のうち、任意で選択可能

➤ 複数の国の意匠権が国際事務局の原簿で一括管理されるため、各国における権利の更新、権利の移転等に際し、料金の支払等の手続きを一括で行うことが可能

※ 2012年6月現在45か国が加盟(日本は未加盟)

【主な未加盟国の状況】

- ・韓国: 協定加盟のための国内法改正案を国会に提出済み
- ・米国: 国内法改正準備中
- ・アセアン: 2015年、7か国の加盟を目標
- ・中国: 高い関心あり

○ 我が国の加盟とあわせ、人材育成協力等を通じたアセアン諸国等の加盟促進を図る必要性

【自動車産業】 【アプリ】

【アプリ】

The screenshot shows the EV086 app interface. At the top, it displays the date and time (21:48) and a signal strength indicator. The app title "EV086" is prominently displayed. Below it, a blue button indicates the "更新日時 今日 21:39" (Update time: Today 21:39). A section labeled "航続可能距離" (Range) shows a color-coded bar and a value of "83km". Below this is a "バッテリー残量計" (Battery level gauge) with a vertical bar chart. At the bottom, a yellow button indicates "充電完了までの所要時間" (Time to full charge) as "18 時間 0 分". The bottom navigation bar includes icons for Home, Map, Settings, Profile, and a person icon.

[出典] <http://www.nissan.co.jp/EVENT/APPLI/>

【ソフトウェア】

[出典]http://pro.grassvalley.jp/catalog/edius_pro/edius_6_f1.htm

【ソフトウェア】

〔出典〕

<http://www.nikkan.co.jp/toku/smartqid/sq20120227-11n-307ps.html>

【ソフトウェア】

【アイコン】



〔出典〕http://www.office-tomods.com/car_sp_seihin.shtml

【ソフトウェア】

〔出典〕http://www.nhosa.com/products/ws7_perio_touch.html

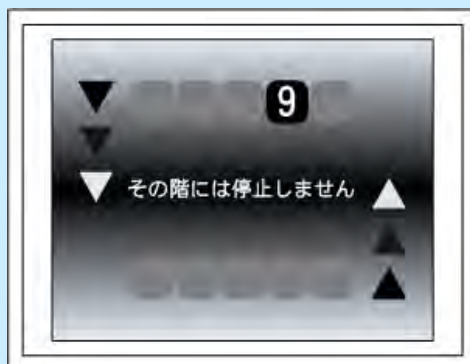
【ウェブページ】

[出典]<http://www.g-mark.org/award/detail.php?id=38116>

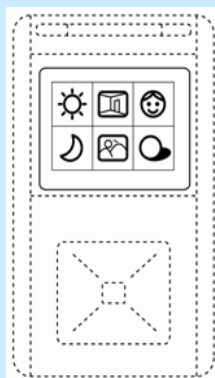
- 情報技術の発展等を背景として、製品差別化における画像デザインの重要性が近年増大。
- 我が国では、平成19年4月より、意匠法による操作画面デザインの保護を開始しているが、保護対象は限定的であり、米国、欧州及び韓国において保護されているパソコン、ゲーム、ウェブページのデザイン等の画像デザインは保護対象外。
- 今後更なる発展が見込まれるデジタルデザイン分野において、我が国企業による国際的な市場の獲得や模倣対策など、デジタルデザインを活用したグローバル市場における取組を支援できるよう、ヘーグ協定加盟による意匠権取得環境の整備にあわせ、意匠法による画像デザインの保護拡充に向けた検討を進めることが必要。

「画像デザイン」に関する現行意匠法の保護と改正法により追加を検討している新たな保護対象(案)

現行法の保護対象

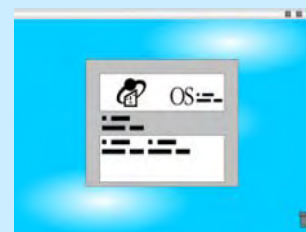


エレベーター用表示器の
階数表示画面



携帯電話機の
機能選択画面

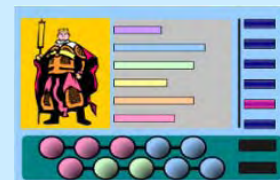
改正法により追加を検討している新たな保護対象の例(案)



汎用計算機用の画像
(OS, アプリケーション等)



ウェブページ



ゲームソフトの操作画像

諸外国における画像デザイン保護の状況

保護対象各国比較

○：保護あり ×：保護なし △：条件付保護あり

	欧州	米国	韓国	日本
表示部を有する機器の画像	○	○	○	△
汎用機のOSの画像	○	○	○	×
アプリケーション・ソフトウェアの画像	○	○	○	×
ゲームソフトの画像	○	○	○	×
アイコン自体	○	○	○	△
ウェブページ画像	○	○	○	×
壁紙画像	○	○	○	×

画像の用途や機能に関して、機器の機能を発揮するための操作に用いられるものであること等、一定の条件を満たす一部の画像のみが保護される。

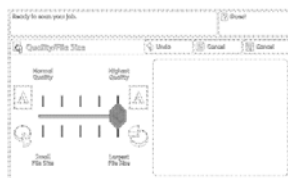
物品の一部として出願した場合は保護されうる。

欧州での登録例 アイコン自体



登録共同体意匠第001915638-0007号

米国での登録例 OS、アプリケーション等の画像



意匠特許第D625314号

韓国での登録例 ウェブページの画像



登録第3005445010000号

グローバル市場におけるブランドメッセージの発信手法の多様化

■ グローバル市場においては、消費者ニーズの多様化等により、企業のブランドメッセージが多様化。グローバル展開する我が国企業が、訴求力の高いブランド戦略を実施するにあたって、言語を越えたブランドイメージの発信手段の保護や模倣品対策として、新しいタイプの商標の保護が必要になってきている。

アディダスのブランドメッセージの発信

【位置】



【色】

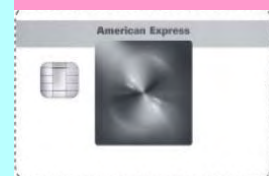
海外における登録事例

(1) 動きの商標



欧州登録番号 8195992
ソニー株式会社(ゲーム機器等)

(2) ホログラムの商標



米国登録 3045251
American Express社
(クレジットカードサービス)

(3) 位置の商標



豪州登録 809772
Prada社(靴)

(4) 音の商標

スキューバのレギュレーターから出る呼吸音

米国登録 3618322
ルーカスフィルム
(コスチュームマウス)



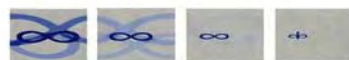
(5) 輪郭のない色彩の商標



米国登録番号 3252941
株式会社トンボ鉛筆
(文房具、筆記用具類)

久光製薬のブランドメッセージの発信

【音】【動き】



【位置】

言語を超えたブランドメッセージの発信手法の保護に活用

- ・電気自動車の起動画面・起動音で差別化。音を権利として保護したい。(自動車メーカー)
- ・デジカメの潜在的なユーザーである全世界の**ブロガー向けに動画や音声**を駆使した**ネット広告を展開**しており、保護が重要。(カメラメーカー)

巧妙化する模倣品対策に活用

- ・現地ではデジタルカメラの模倣電池パック爆発事故から製品本体の安全性が疑われる事態に発展。**ホログラムを権利保護し、製品部品の模倣にも対応**したい。(家電メーカー)
- ・**文字以外の特徴部の模倣など手口が巧妙化**。色などを権利保護したい。(文具メーカー等)

新しいタイプの商標の保護対象化

- 従来の文字、図形等からなる伝統的な商標に加えて、動き、ホログラム、音、におい等を利用した新しいタイプの商標を企業のブランドメッセージの発信手段として利用する動きが活発化。
- 米国を始め、欧州共同体、欧州諸国、豪州や韓国においては、既に新しいタイプの商標が保護。
- 我が国企業も、企業活動のグローバル化に伴い、これらの国において、新しいタイプの商標権を取得。

各国・地域の新しいタイプの商標の保護状況

	米国	OHIM	英国	フランス	ドイツ	韓国	豪州	日本
動き	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
ホログラム	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
色彩	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
位置	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
音	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	×
におい	◎	△	△	△	△	◎	◎	×
触感	◎	△	△	△	△	—	◎	×
味	◎	△	△	△	△	—	◎	×

◎：保護あり —：不明 ×：保護なし
△：におい、触感、味について、欧州では、過去登録例があったが、その後、写實的に表現できるとの登録要件を満たさないものと判断されており、現在は登録はされていない。

OHIM: 欧州共同体商標意匠庁 (Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs)), は、欧州共同体 (EC) 域内における意匠 (共同体意匠、Community Designs) 及び商標 (共同体商標、Community Trade Mark) の登録機関。

新しいタイプの商標の保護制度を導入のメリット

- 動き、音等によるブランドメッセージ発信手段を利用した、多様な差別化手段の確保。
- 商標権として保護されることにより、実効的な模倣対策が可能。
- これまで各国毎に直接出願せざるを得なかった新しいタイプの商標についても、日本の出願又は登録を基礎として、国際登録制度 (マドリッド協定議定書) を利用して、低廉・簡便に諸外国における商標権の保護が可能。

- 冒認商標出願問題とは、我が国の地名や著名な商標等が第三者により悪意で商標出願・登録される問題。中国での事例が多数を占めるが、日本や欧米諸国においても第三者による悪意の商標出願の問題は存在。
- 中国当局に対する継続的な働きかけ、日米欧中韓の商標五極における共同研究、企業等のユーザーに対する支援を実施していく。

中国に対する継続的な働きかけ

中国で商標を担当する国家工商行政管理総局(SAIC)との商標等の協力に関する覚書に基づき、年間作業計画を毎年策定。この枠組みを活用し、商標審査官交流を開始するとともに、ハイレベル・実務者の定期的な協議を開催。この他のあらゆる機会も活用して、引き続き中国当局への働きかけを行っていく。

国際的な協力の推進

日米欧中韓の商標五極会合において、悪意の出願に関する共同研究を開始。日本主導で、各国のベストプラクティスに関する情報共有を行うセミナーの開催を検討するなど、各国との協力を深めていく。

企業等のユーザーに対する支援の実施

ジェトロ北京事務所に「冒認商標問題特別相談窓口」を設置するとともに、中国での商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成・提供。

＜地域・地名ブランドに対する冒認出願＞

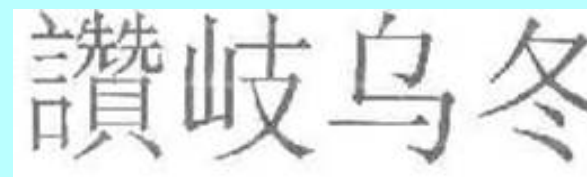


出願番号4800456
異議申立成立

青森県 外 5団体

りんごのイラストに「青森」と類似した「青森」の文字を含む商標が出願されたため、県のりんご関係5団体が異議申立。

青森がりんごの産地として著名なこと、「青森」が「青森」に類似していることから、2010年に異議申立が認められた。



出願番号5161788 異議申立成立

3. 新たな課題への政策的対応

(1) グローバル出願拡大への対応

(2) 重要性が高まるデザイン・ブランドへの対応

(3) 中小企業の取組に対する支援

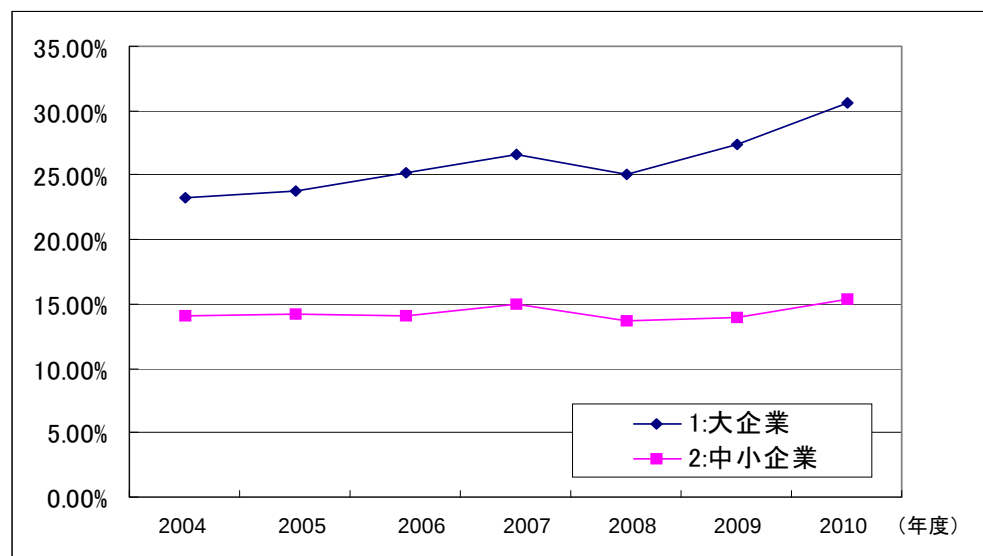
(4) 人的基盤の充実

(5) まとめ

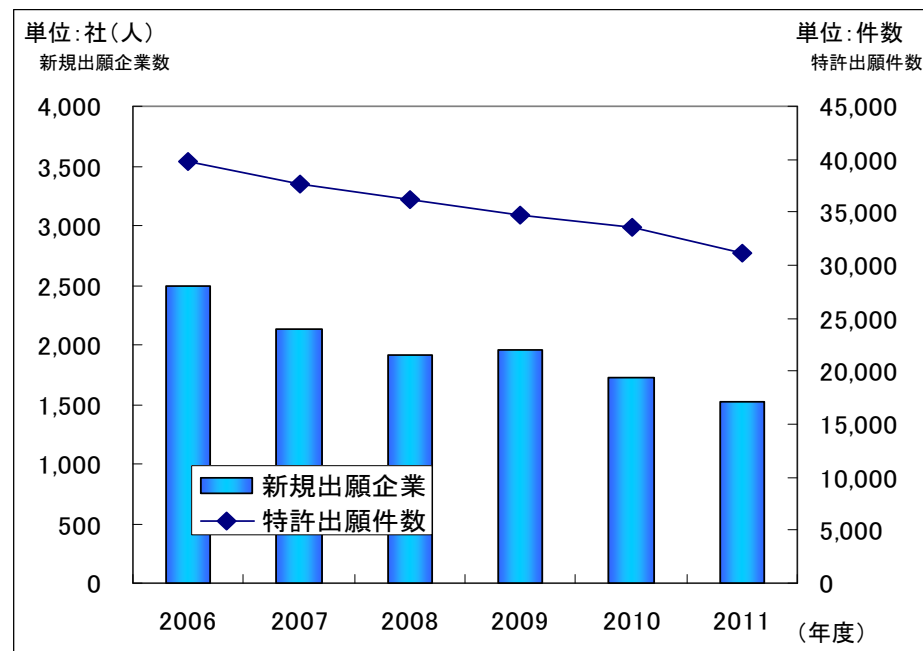
中小企業のグローバル展開を支える知財マネジメントへの支援

- グローバル展開の進展に伴い、大企業が海外出願を増加させる一方で、中小企業は微増に留まる。
- 他方、中小企業の特許出願件数が減少する中で、新規に特許出願する中小企業数も減少。
- 我が国のイノベーションの基盤を支える中小企業における知財の創造・保護・活用の在り方について、中小企業特有の状況も踏まえつつ検討していくことが必要ではないか。
- 特に、中小企業のグローバルな知財マネジメントの在り方の検討にあたっては、ビジネス展開の範囲、資金力での制約・社内体制の問題など中小企業毎の事情も踏まえた、きめ細かな対応が必要ではないか。

○大企業と中小企業の特許の海外出願率



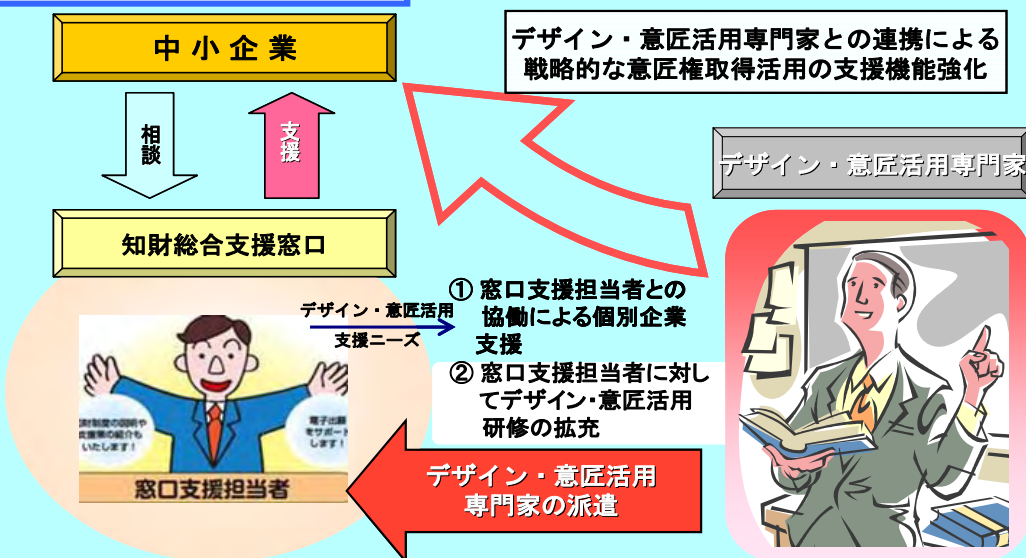
○新規に特許出願した中小企業数と特許出願件数の推移



中小企業の出願に対する総合支援

- 中小企業等の相談をワンストップで受付ける知財総合支援窓口を各都道府県に設置。窓口では中小企業の事業展開に即して各支援機関と連携して支援を実施。本年度は、窓口への専門家派遣を通じ、デザイン・意匠活用支援を強化。
- 中小企業の外国出願にかかる負担軽減のため、外国出願費用の一部を助成し、中小企業のグローバル展開を支援。

知財総合支援窓口事業



これまでの実績

中小企業等からの相談に対し、100,910件の支援を実施(平成23年度)

今後の取組

デザイン・意匠活用ノウハウを持つ専門家を窓口派遣し、相談企業の事業展開に即した個別支援を実施。

【デザイン・意匠活用専門家による支援の例】

- ・先行意匠権調査を製品デザイン開発企画に活用する知財導入型デザイン開発手法
- ・製品開発コンセプト及びデザイン上の特徴を的確に権利化するための意匠登録出願手法

地域中小企業外国出願支援事業

24年度予算額は、前年比倍増の1.5億円

特許庁では、都道府県等中小企業支援センターを通じ、国際的な事業展開のため戦略的に外国出願を行う地域中小企業に対し、費用の一部(費用の1/2。特許出願は上限150万円、意匠・商標は上限60万円。)を助成。

これまでの実績

平成20年度の支援開始以来、これまでに支援実施地域を36地域まで拡大し、支援実績はのべ209社。

今後の取組

- ・企業ニーズを分析し、支援対象の拡充等を図る。
- ・支援実施地域の更なる拡大に向けて、都道府県等中小企業支援センターに対する働きかけを強化。

海外知的財産プロデューサーによる支援

- 中小企業等の海外事業展開においては、研究開発から海外展開、侵害対策までの一貫した支援が不可欠であり、海外市場での事業展開に適した知財マネジメントを推進していくことが重要。
- 2011 年度から6 人の海外知的財産プロデューサーを全国に配置し、海外進出先の情勢や制度、事業目的・内容に応じた、知的財産権の取得・管理・活用、海外市場への技術移転支援、知的財産戦略の策定等、知的財産全般の多様なマネジメントを支援。今後は、若手の弁護士、弁理士等の専門人材をアシスタントPDとして配置し、OJTを通じて育成を図る。

民間企業等での海外駐在経験のある知財専門人材
(海外知財プロデューサー)

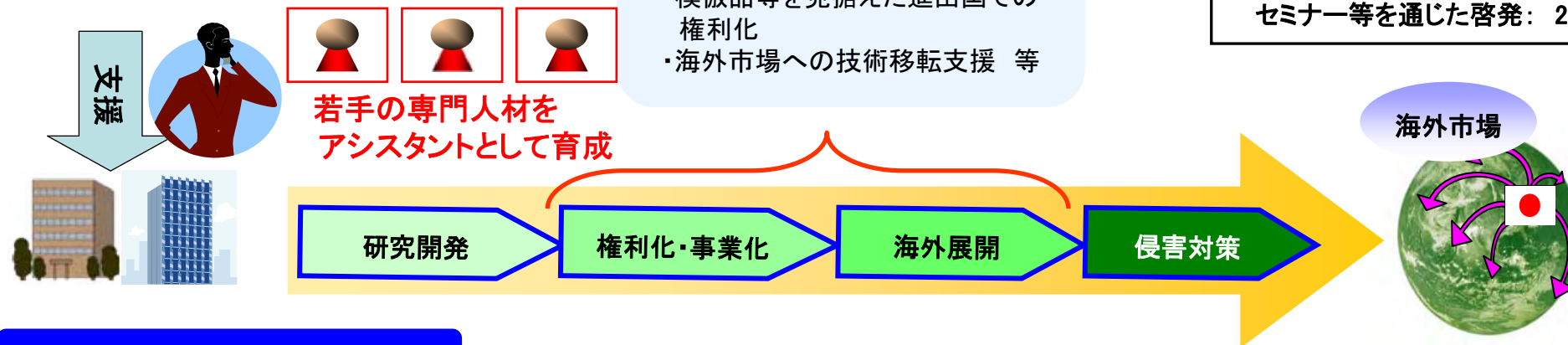


海外事業展開の知財面での支援

- ・事業に適した知財戦略策定
- ・模倣品等を見据えた進出国での権利化
- ・海外市場への技術移転支援 等

○2011年度支援実績

支援企業等： 112社・大学
セミナー等を通じた啓発： 21回



海外知財PDによる支援例

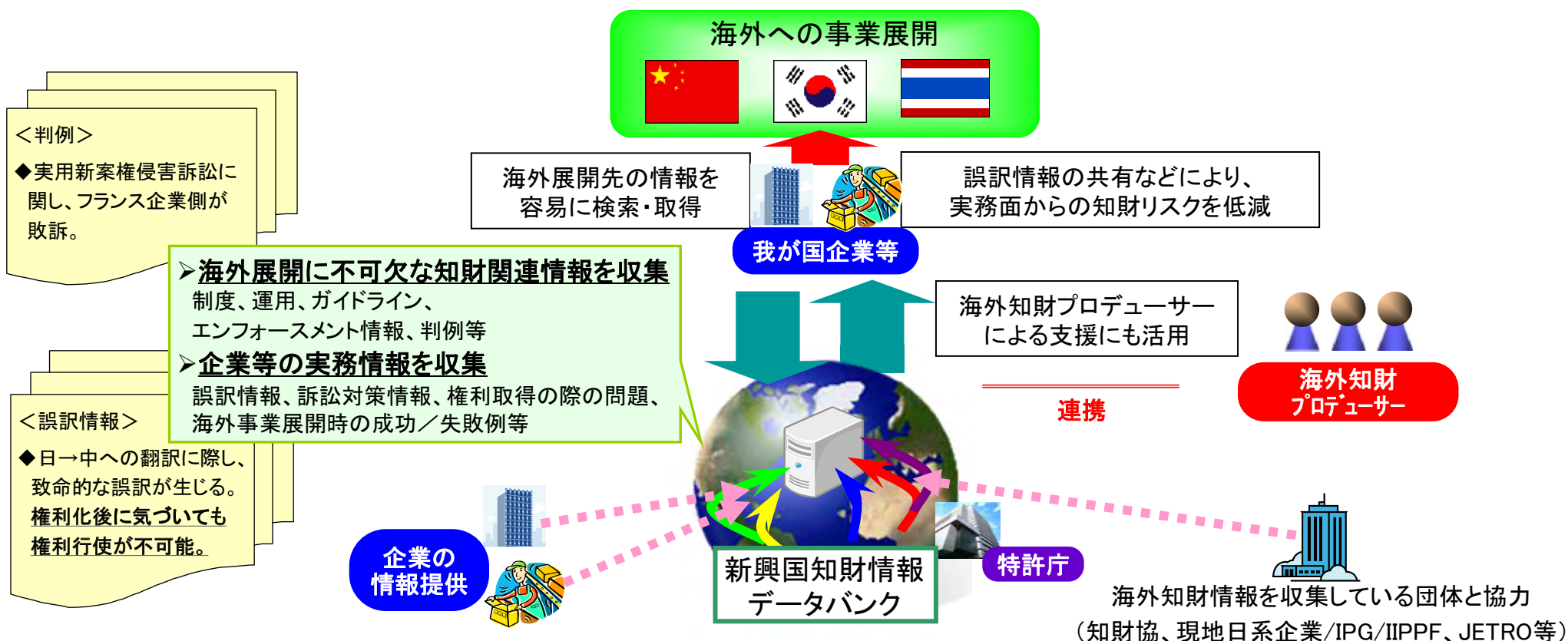
海外知的財産事情を踏まえた、留意点のアドバイス・知財戦略のプロデュース

- 外国出願を想定した特許のクレーム作成
- 外国における商標出願のための事前調査手法
- 技術流出や冒認出願等の懸念を踏まえた外国展示会出展方法(サンプル提供の方向性の提案等)
- 特許だけではなく商標等も組み入れた知財戦略



新興国の知財関連情報の集積・共有化

- 中小企業等が新興国に事業展開する際には、リスク把握のため現地の知財情報が不可欠。各国法令やガイドライン等の情報に加え、誤訳情報や訴訟対策情報、権利取得過程における問題点なども集積し、共有化することが重要。
- このため、新興国の知財情報を集積した新興国知財情報データベースを構築し、2012年9月より情報提供を開始。当初の対象としては中国、韓国、台湾を想定し、対象国・地域を順次拡大していく。



3. 新たな課題への政策的対応

(1) グローバル出願拡大への対応

(2) 重要性が高まるデザイン・ブランドへの対応

(3) 中小企業の取組に対する支援

(4) 人的基盤の充実

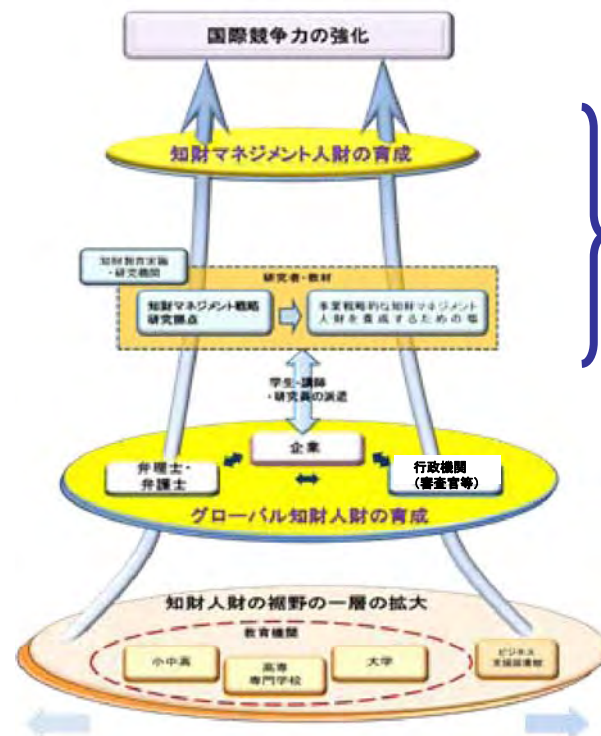
(5) まとめ

知財立国実現のための人的基盤の充実

- 知財立国実現に向けて、創造戦略・保護戦略・活用戦略を実行するためには、庁内外の人的基盤の充実（人財戦略）が必要。
- 企業における知財専門家、弁理士・弁護士、特許庁審査官・審判官など特許庁内外の人財基盤を充実させるための取組が必要ではないか。

「知財人財育成プラン」

知的財産戦略本部において、2012年「知財人財育成プラン」を取りまとめ。同プランは、我が国の国際競争力強化の観点から、各分野における知財マネジメント人財及びグローバル知財人財の育成を提言。



特許庁の取組の方向性

知財マネジメント人財の育成

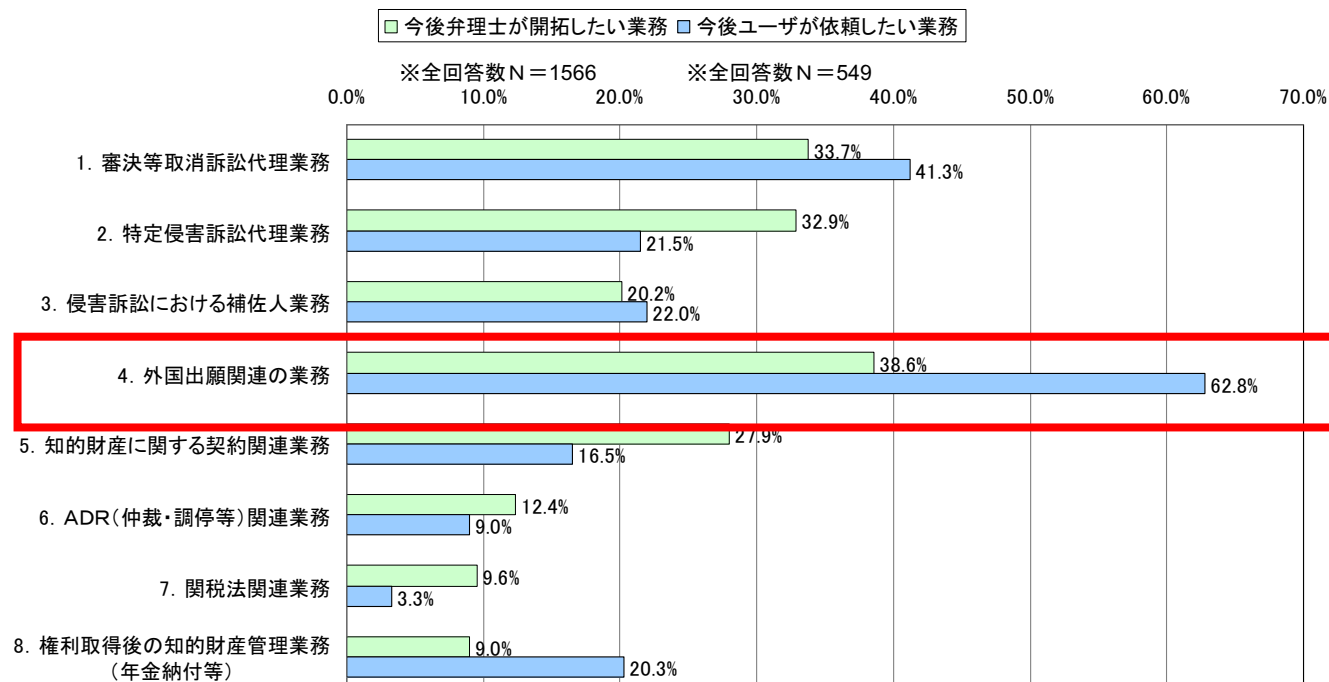
- 知財マネジメント戦略に関する研究の推進
- 知財マネジメント人財を養成する場の形成

グローバル知財人財の育成

- グローバル・ネットワーク時代に対応するための体制の構築
- 審査・審判の品質を向上する体制の整備
- 任期付審査官の知見や能力を庁内外で最大限活用

求められる知財人財像と弁理士への期待

- 日本特許庁への出願等の代理以外で、今後ユーザが弁理士に依頼したい法定業務は「外国出願関連」が最上位。また、今後弁理士が開拓したい法定業務も「外国出願関連」が最上位。
- 弁理士にはユーザの期待に応え、今後も増加が予想される外国出願関連業務の適切な遂行が期待される。
- また、社内に知財人財を抱えることが難しい中小企業等にとっては、弁理士が中小企業等における総合的な知財管理を支援できることも重要。



今後の弁理士の育成のあり方に関する調査研究報告書(特許庁2011年2月)より引用

中小企業支援機関の声

・本来取得すべき権利が取得できなかったりする。①グローバル、②総合的な権利取得、の観点から議論を考えていきたい。ほとんど専門分野のことしか行わず、専門外のことには積極的に関与しない、といった弁理士が多い。

今後の弁理士制度の在り方に関する調査研究
第1回委員会(2012年5月31日)より

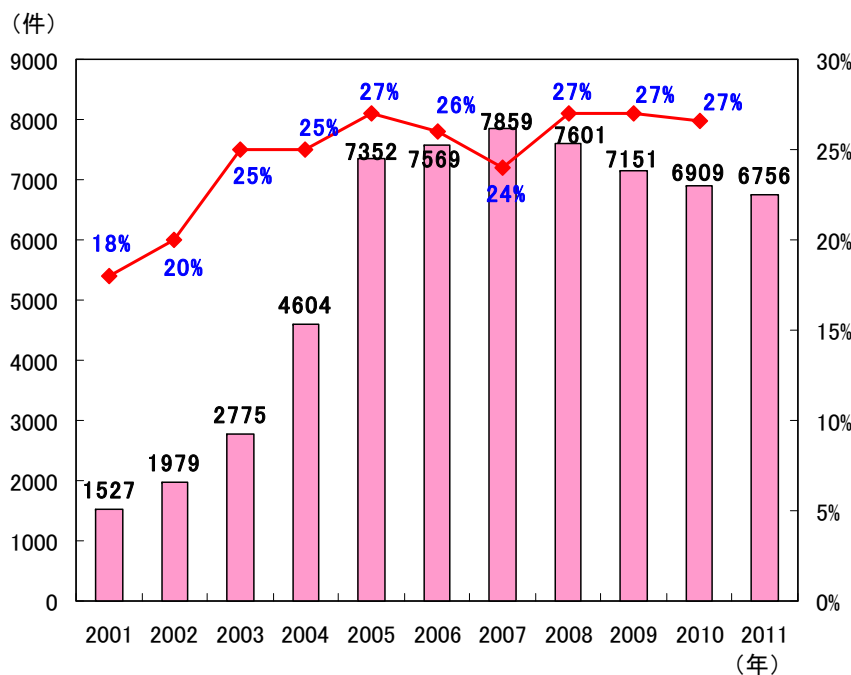
今後の課題・取組

- 平成19年の弁理士法改正から5年が経過し、現在、弁理士制度のあり方について調査研究事業を実施。
- 弁理士がグローバル化や中小企業等における総合的な知財管理への期待に応えられるよう、今後も弁理士制度のあり方の検討を進める予定。

大学等における知財活動の推進

- 大学等からの特許出願件数(共同出願やTLOの出願を含む)は2000年代に入り急激に増加。2007年をピークに減少傾向にあるものの、グローバル出願率は27%程度と、全体平均と同程度で推移(2011年の全出願人平均は27%)。
- 大学等におけるライセンス収入は増加傾向にあるものの、米国の大学等と比べるとその差は著しく大きく、年々拡大している。
- 大学等における知財活動の活性化、産業界への技術移転の拡大を促す取組について検討すべきではないか。

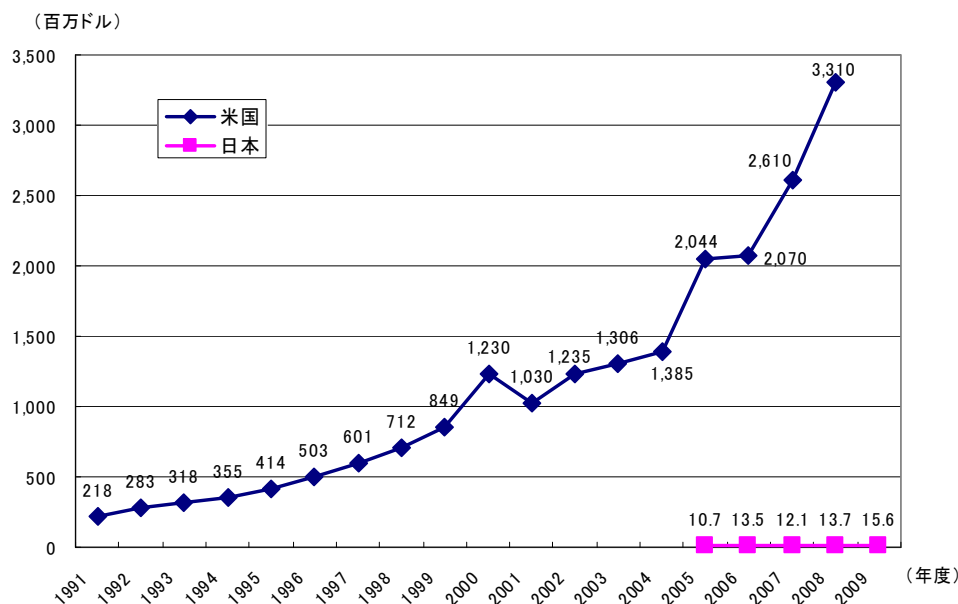
【大学等からの出願件数とグローバル出願率の推移】



(出典)特許庁作成

(備考)我が国の大学等からの特許出願は、出願人が大学長又は大学を有する学校法人名の出願及び承認TLOの出願を検索・集計。企業等との共同出願も含む。

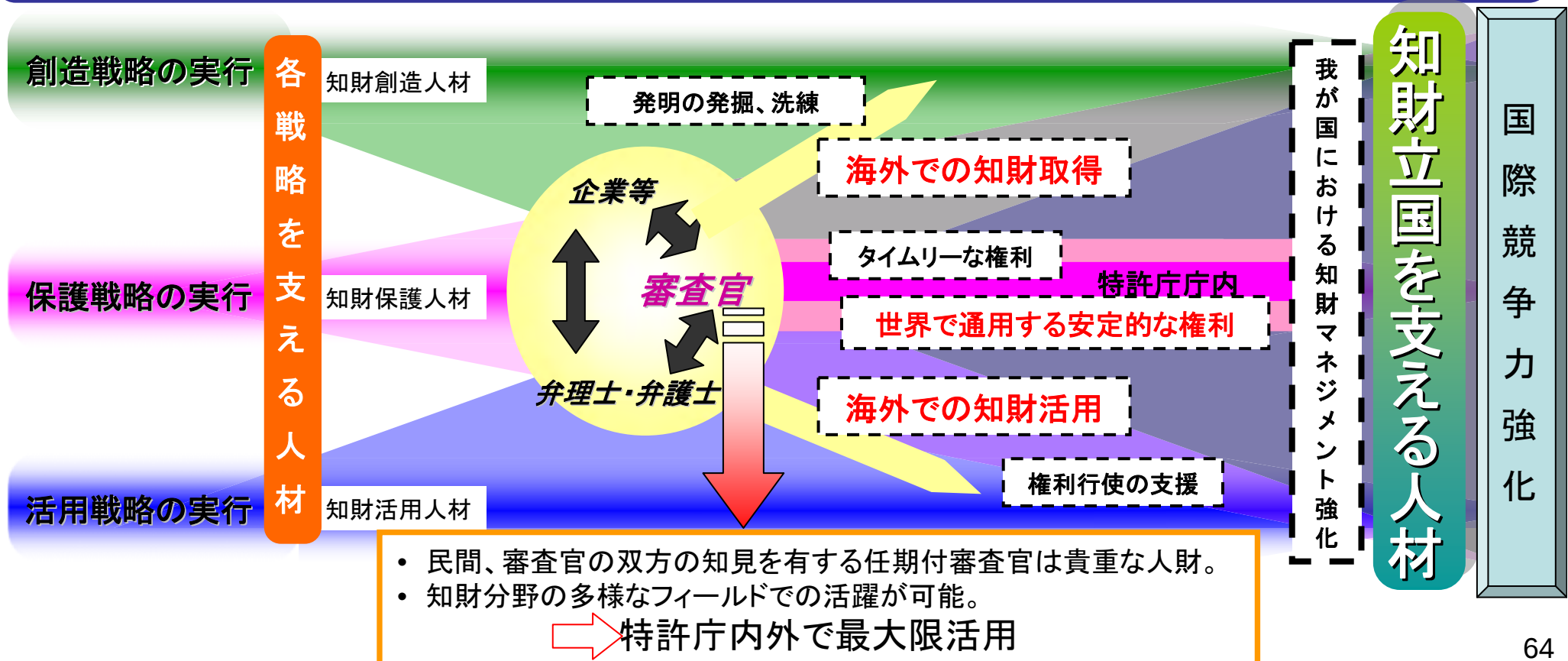
日本と米国の大学等におけるライセンス収入の推移



出典: 大学技術移転サーベイ 大学知的財産年報2010年度版(大学技術移転協議会)に基づき特許庁作成

特許庁内外の人的基盤の充実

- 知財立国実現に向けて、創造戦略・保護戦略・活用戦略を実行するためには、庁内外の人的基盤の充実（人財戦略）が必要。世界で通用する安定した権利のタイムリーな付与を実現するため、特許庁内の審査体制の充実も必要。
- また、特許庁は、任期付審査官などの特許庁内人材を庁内外で活用する効果的な仕組みを通じ、我が国の知財システムを支える人的基盤の充実に取り組む。
- さらに、弁理士は、グローバル、総合的な権利取得・活用の観点から我が国における知的財産マネジメントの強化のために活躍できる人財となることも期待される。



3. 新たな課題への政策的対応

(1) グローバル出願拡大への対応

(2) 重要性が高まるデザイン・ブランドへの対応

(3) 中小企業の取組に対する支援

(4) 人的基盤の充実

(5) まとめ

我が国企業のグローバル展開を支える審査体制の構築に向けて

- 世界で通用する安定的な「強い」、「早い(タイムリー)」権利設定等の実現を通じて、我が国企業のグローバル展開を支援するとともに、我が国における取組をベストプラクティスとして世界に発信することにより、真に企業活動を支えるグローバル知財システムの構築に貢献する。

実施する施策

グローバル出願対応

- 国際出願・英語国際出願(PCT)への対応
- 外国語文献調査の充実

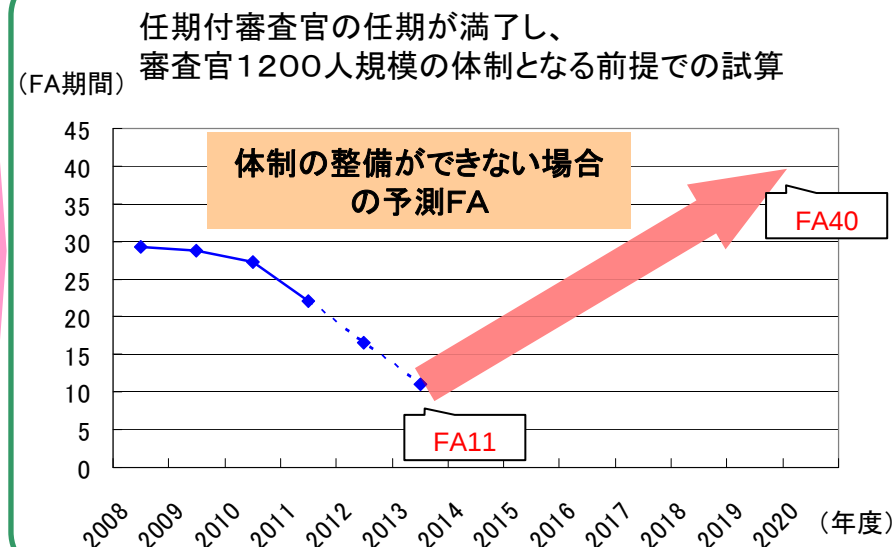
世界で通用する安定した権利の設定

- 品質管理の充実(審査のばらつき、過度に厳しい審査の排除等)
- 国際審査官協議の拡充
- 面接審査の拡充

タイムリーな権利設定

- 最終処分期間の短縮
- 国際戦略対応まとめ審査

施策を実施するために必要な体制整備(試算)



実現される事項とユーザーメリット

- ◆ 世界で通用する安定した権利の実現とこの権利を活用したグローバルなビジネス展開の実現。
- ◆ 中国語、韓国語を含めた外国語文献の網羅的な調査がなされるとともに、複数審査官による協議なども実施されるため、各国の審査で判断が覆ることが少なくなる。(審査結果の予見性が向上)
- ◆ 審査官によるばらつきの低減や先行技術調査の適切性の確認による高いレベルで統一された質の高い審査の実現。
- ◆ ユーザー評価の把握と審査官へのフィードバックによるユーザー満足度の高い審査の実現。(過度に厳しすぎる審査の低減)
- ◆ 審査官協議などの取組により制度・運用の調和を進めることができ、各国間の審査が高いレベルで調和される。
- ◆ 世界の特許庁のリーディングオフィスとして、ベストプラクティスを提示、より良いグローバル知財システムを構築する事が可能。

我が国企業のグローバル展開を支える審査体制の構築に向けて

- 新たな課題に対応し、今後も世界最高水準の審査サービスを提供して行くためには、IT化の推進、民間活力の活用、他国特許庁との協力、人員の増加など総合的に取り組んでいく必要がある。
- 今後もこれらの取組を活用して、世界一の審査を提供していくこととなる。
- その一方で、機械化や外注に頼りすぎることによる、特許庁としての能力の低下は避けなければならない。

民間活力の活用 (外注)

- 先行技術調査
 - ・先行技術調査については可能な限り民間活力を活用。
(内外国文献調査の外注)
- 分類付与業務
- 共通分類の付与
(分類調和の再分類付与)

IT化の推進 (システム整備)

- IT技術を利用したサーチ・審査の効率化
 - ・最適化計画の見直し

他国特許庁との協力 (ワークシェアリング)

- ワークシェアリングの推進
 - ・PPH、協働審査、審査結果の共有
- 国際特許出願(PCT)の協力

特許庁の体制整備

- 審査官の確保・任期付審査官の庁内外での活用
- 適切な料金の設定

デザイン・ブランドへの対応に向けた今後の課題

■ グローバル市場において重要性の高まるデザイン・ブランドの活用を、意匠権・商標権を用いた知財マネジメントの観点から促進するためには、制度改革、審査体制整備等の総合的な取組が必要。

	ヘーグ協定への加盟	画像デザインの保護拡充	新しいタイプの商標の保護対象化
制度改革	意匠法の改正 ヘーグ協定加盟	意匠法の改正	商標法の改正
審査体制整備	・法定審査期間順守、出願増に伴う審査遅延防止のための審査体制強化	・出願増、調査負担増に伴う審査遅延防止のための審査体制強化 ・審査資料の充実 ・審査基準の整備	・出願増、調査負担増に伴う審査遅延防止のための審査体制強化 ・審査資料の充実 ・審査基準の整備
IT化の推進 (システム整備)	・複数意匠一括出願を含む出願の審査や事務処理システムの整備 ・ロカルノ国際意匠分類への対応	・画像デザインに対応した分類整備と事務処理等システムの整備	・多様な出願形式（音声ファイル等）に対応した、審査や事務処理等システムの整備
庁内外の情報共有	・国際登録意匠の国内での公報の発行	・登録事例集の整備	・権利範囲を明確に公示する方策の整備
海外連携の強化	・アセアン等諸国のヘーグ協定・マドリッド協定議定書加盟促進 ・冒認商標問題等への対応		

【第二部】

法改正に向けた各小委員会での検討状況と 今後の課題について

デザインによる国際展開の支援に向けた検討状況(意匠法)

第17回知的財産政策部会での審議結果

ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟

ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟する際の主な課題について、加盟前又は加盟後、必要に応じて速やかに対応し、解決することを条件として、今後数年内に**ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟すべきであるとの方向性を提示。この方向性及び意匠制度小委員会で法制面等の具体的論点について検討することが了承された。**

画像デザインの保護拡充

権利者と第三者の利益のバランス、審査・無審査を含めた各国制度の違い、特許庁の審査体制の充実に留意しつつ、国際調和及び企業活動への影響を考慮して、**慎重に検討を進める方向性を提示。意匠制度小委員会で法制面等の具体的な検討を進めることが了承された。**

意匠制度小委員会での検討状況(平成24年5月・6月)

■ 第17回意匠制度小委員会(平成24年5月)

- ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟を前提に、出願・権利化手続の簡略化等のメリットがあること、国際的にも複数意匠一括出願が多勢であることから、審査の遅延が発生しないよう留意しつつ、**複数意匠一括出願制度を導入することが了承された。**
- 我が国で効力を有するヘーグ協定ジュネーブアクトに基づく登録意匠を日本語で検索と可能することについて検討を進めつつ、**国内の意匠原簿での管理項目を整理すること、ヘーグ協定ジュネーブアクトに基づく登録意匠の意匠公報を国内で発行することについて、了承された。**

■ 第18回意匠制度小委員会(平成24年6月)

- 我が国の日本意匠分類の整備の経験を生かして、国際意匠分類の各国との調整や調和を図ることを可能とするため、意匠の国際分類を制定する**ロカルノ協定への加盟に向けて必要な措置を講ずることについて了承を得た。**
- 画像デザインの保護拡充については、保護対象の国際整合性に加え、適切な権利設定、企業等の監視負担、適切な公示・検索環境の整備等にも配慮しながら、今後更に検討する。

上記検討状況を踏まえ、ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟を前提に小委員会で検討を進めるとともに、画像デザインの保護拡充についても、更に検討する。

新しいタイプの商標の保護対象化に向けた検討状況(商標法)

第17回知的財産政策部会での審議結果

■ 第17回知的財産政策部会(平成24年3月)

第25回までの商標制度小委員会において示された論点や意見については、第26回以降、更に議論を深めていくことを条件に、**全体の方向性としては、新しいタイプの商標の保護制度を導入する方向で検討**することを提示。各論点の具体的な検討は、**商標制度小委員会において、引き続き検討することが了承された。**

商標制度小委員会での検討状況(平成24年4月～6月)

■ 第26回商標制度小委員会(平成24年4月)

○各論点の具体的な検討の前提として、「**におい**」等の商標も含めた新しいタイプの商標の保護の実務・利用状況について、海外主要国(米国・EU・豪州・韓国)の実態調査の結果を報告。

■ 第27回商標制度小委員会(平成24年5月)

○現実には自己の商品等と他人の商品等を識別できる標章であっても、一律で「商標」の定義から除外されてしまうのは妥当でない等の理由から、実務に影響を与えないことに配慮しつつ、**新しいタイプの商標を保護する包括的な定義規定を導入すること、商標の定義規定に、自他商品等の識別性の要素を追加する方針**が了承された。

■ 第28回商標制度小委員会(平成24年6月)

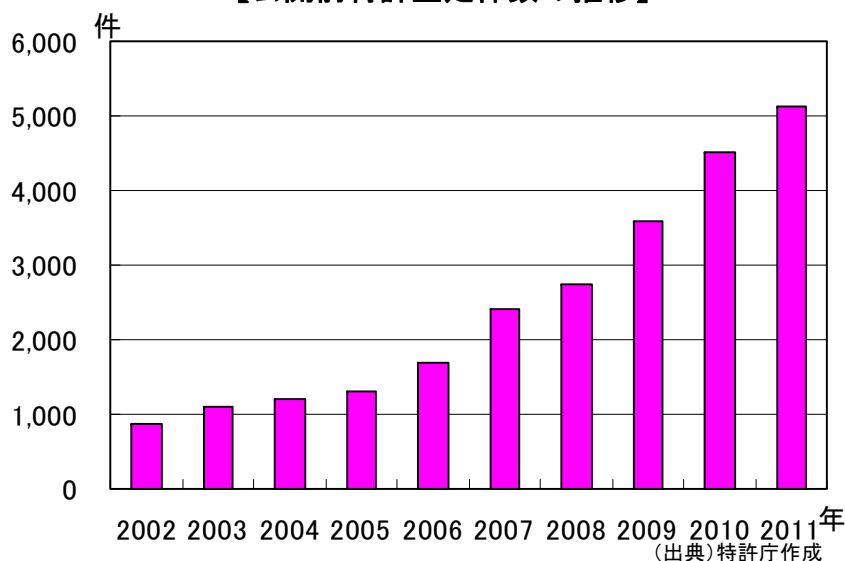
○国際的にも保護対象とされている動き、輪郭のない色彩、音、**におい**等の新しいタイプの商標については、出願方法や公示方法等について、諸外国の例を参考にしつつ、特に、視覚で認識することができない「**におい**」等の商標について、相当程度の使用の実績を考慮した審査運用や、その権利範囲を明確に特定できる方策を検討することを前提として、我が国**商標法においても保護の対象に含める**ことについて了承された。

上記検討状況を踏まえ、新しいタイプの商標の導入に向けて小委員会で検討を進める。

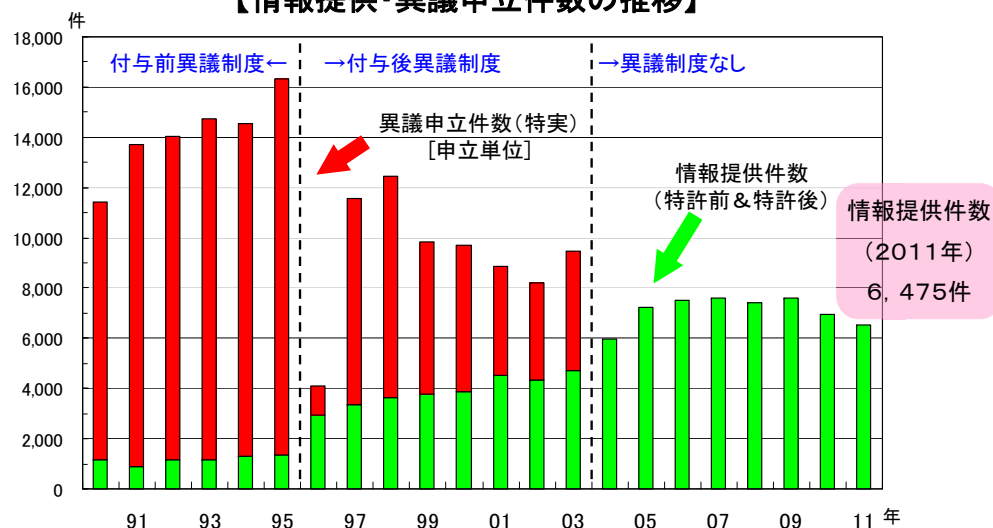
特許法等における法改正に向けた検討課題について

- FA11に向けて審査順番待ち期間が急激に短縮化。他方、早期審査申出件数も年々増加。特許審査の質の向上に資する手段として機能している「特許査定前の情報提供」の機会が減少。
- より安定した権利のために**特許付与後の権利の見直し制度の導入**について、ユーザーニーズが存在。
- そのユーザーニーズやこれまでの制度改正の経緯、諸外国の制度等を踏まえつつ、特許後における特許権の内容を見直す機会を設けるための具体的な制度について検討することが必要。
- **本制度について、特許制度小委員会で今後検討を開始予定。**
- 特許制度小委員会では、その他、ユーザーの利便性向上に資する手続の適正化・簡素化を進める措置や国際的な制度調和等の観点から追加的に必要となる事項についても、検討を行う。

【公開前特許査定件数の推移】



【情報提供・異議申立件数の推移】



ユーザーの声

- 現行の無効審判制度は異議申立制度の代替として機能しているとは言い難い。
- 特許付与前情報提供制度を利用できない。
- 特許無効審判に加えて、付与後異議申立制度を復活してほしい。

情報提供を受けた案件の72%において、情報提供された文献等を、拒絶理由通知中で引用文献等として利用。

(出典) 特許庁ホームページ